

別紙9 G A P 拡大推進加速化

第1 事業の実施方針

国際水準G A Pの実施及び認証取得の推進は、輸出拡大や農業人材の育成など、我が国の農畜産業競争力の強化を図る観点から、極めて重要である。

このため、我が国の国際水準G A Pの取組の拡大を図るために必要な施策を総合的に推進するものとする。

第2 事業の内容

本事業は、G A Pの取組の拡大を図るために必要な施策を推進するものであり、

- ① 産地における農作業事故等のリスクを低減する手法としてG A Pの団体認証取得が有効であることを実証し、各産地に横展開するため、G A Pの団体認証取得を通じた認証取得前後の産地リスクの低減効果を分析評価し実証する取組を支援する「産地リスク対策実証」
- ② 国際水準G A Pガイドライン（試行版）（令和2年12月15日付け2生産第1601号生産局農業環境対策課長通知）（令和3年度中において策定予定の国際水準G A Pガイドラインを含む。以下「国際水準G A Pガイドライン」という。）を活用した国際水準G A Pの指導を推進するため、都道府県G A P指導体制に位置付けた者を対象とした国際水準G A Pガイドラインに関する研修会を開催する取組を支援する「国際水準G A Pガイドライン普及促進」
- ③ G F S Iに承認された我が国発のG A P認証スキームであるASIAGAPについて、アジアで主流の仕組みとなるよう、利用拡大と輸出促進に必要な取組を支援する「日本発G A Pの国際化推進」
- ④ 新型コロナウイルス感染症の存在下での新しい生活様式に対応したG A P認証審査体制を推進し、認証取得に取り組む農業者の負担を軽減する仕組みとなるよう、オンラインでの認証審査手法を確立・普及する取組を支援する「G A P認証審査オンライン化推進」
- ⑤ 日本版畜産G A Pの認証審査推進のための審査員育成、動物福祉に配慮した飼養管理の普及推進等を支援する「畜産G A P拡大推進加速化」
- ⑥ 都道府県によるG A P指導体制の下で行うG A P指導活動の推進及び人材育成を目的とした農業教育機関のG A P認証取得等の取組を支援する「国際水準G A P普及推進交付金」
- ⑦ 日本版畜産G A Pの普及・推進体制の強化を図るための指導員の育成、G A P認証取得等の取組を支援する「畜産G A P拡大推進加速化交付金」

から構成される。

事業ごとの取組内容、事業実施主体、事業実施手続等については、次のとおり定めるものとする。

- 1 産地リスク対策実証
Ⅰに定めるとおりとする。
- 2 国際水準G A Pガイドライン普及促進
Ⅱに定めるとおりとする。
- 3 日本発G A Pの国際化推進
Ⅲに定めるとおりとする。
- 4 G A P認証審査オンライン化推進
Ⅳに定めるとおりとする。

- 5 畜産GAP拡大推進加速化
Vに定めるとおりとする。
- 6 国際水準GAP普及推進交付金
VIに定めるとおりとする。
- 7 畜産GAP拡大推進加速化交付金
VIIに定めるとおりとする。

I 産地リスク対策実証

第1 事業の内容

1 定義

本事業における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 産地リスク

残留農薬の検出や農作業中の事故、廃液による水質汚染等の農業における食品安全・環境保全・労働安全等に係る産地の存続を脅かすリスクをいう。

(2) 実証地区

産地リスクの低減効果を実証するため、GAPの団体認証取得や認証取得前後の産地リスクに関するデータの収集・報告等の取組を行う産地をいう。

(3) GAP認証

GLOBALG.A.P.、ASIAGAP 又は JGAP の団体認証をいう。

2 取組内容

国内産地におけるGAPの取組の浸透を図る観点から、農作業事故等のリスクを低減する手法として、GAPの団体認証取得が有効であることを実証し、各産地に横展開することで、取組を広げていくことが必要である。

このため、本事業においては、GAPの団体認証取得を通じた産地リスクの低減効果に関する実証を目的とし、以下の取組を行うものとする。

なお、実証地区に関する事項の詳細は別添1－1のとおりとする。

(1) 検討会の開催

学識経験者、GAP専門家等の構成員からなる検討会を設け、産地リスク低減効果の実証方針等について、調査・検討を行う。

(2) 実証地区の選定・採択

実証地区の選定に係る公募の実施及び採択を行う。

(3) 実証地区の進捗状況管理及び指導・助言

事業実施主体が採択した産地リスク分析実証プログラムに基づき実証地区が行うGAP認証の取得やデータ収集等の取組（以下「実証地区が行う取組」という。）の進捗状況について把握し管理を行うとともに、必要に応じて実証地区に対し実証地区が行う取組の実施に必要な指導・助言を行う。

(4) 実証データの集約・分析及び事例集等の作成

実証地区から提供のあったデータ（以下「実証データ」という。）を集約した上で、（1）で検討した実証方針に基づき産地リスクの低減効果を分析評価し、次に掲げる形式の資料に取りまとめ、事業実施主体が運営するウェブサイトにおいて公表する。

なお、公表に当たっては、実証地区の同意を得ている場合を除き、実証地区を特定できる個人情報の記述は除くものとする。

ア 事例集

実証地区ごとに、取組の過程やGAP認証の取得前後における産地リスクに係る評価指標の推移、産地リスク低減のために実施した取組内容等を事例として整理したもの

イ 報告書

集約した実証データを総括し、実証地区ごとの取組・効果に関する共通点や要点、GAPの団体認証取得の有効性等を取りまとめたもの

(5) 実証地区が行う取組に対する支援

実証地区に対し、実証地区が行う取組に要する経費の補助を行う。

3 補助要件

(1) 事業実施主体は、本事業を実施するに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならないものとする。

ア 2の(1)から(5)までの取組を全て実施すること。

イ 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。

ウ 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。

エ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

オ 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有していること。

カ 事業により得られた成果について、その権利を制限せず、公益の利用に供することを認めること。

キ 事業実施主体が運営するウェブサイトを持していること。

(2) 本要綱別表1の9(1)アの事業実施主体の欄に掲げる協議会とは、2の取組を行う能力を有する者であつて、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約が定められているものとする。

4 成果目標の設定

(1) 成果目標

ア 目標年度において、産地リスクの低減等を目的にGAP認証を継続する実証地区を80%以上とする具体的な成果目標を設定すること。

イ 目標年度までに、2(4)の取組において公表した資料を掲載したウェブサイトへのアクセス件数を累計10,000件以上（複数のウェブサイトで資料を公表した場合や、当該資料を事業実施主体の了承の下に転載があつた場合は、これらのウェブサイトへのアクセス件数も合算した累計アクセス件数）とする具体的な成果目標を設定すること。

(2) 目標年度

(1)に掲げる成果目標の達成に係る目標年度は事業実施年度の3年後とする。

5 審査基準

本要綱別表4の2の審査基準の評価項目は、以下のとおりとする。

(1) 産地リスク等に関する知見・理解度

- ア 食品安全に関するリスクに係る知見を有しているか。
- イ 労働安全に関するリスクに係る知見を有しているか。
- ウ 環境保全に関するリスクに係る知見を有しているか。
- エ 令和2年度以降における国のGAP推進方針について理解しているか。
- オ GAP認証別の特徴を理解しているか。

(2) 事業実施計画の完成度

- ア 検討会の構成員メンバーの中に、本事業に関連した高い知見を有する学識経験者はいるか。
- イ 実証地区の公募方法について、具体的に整理されているか。
- ウ 実証地区の公募を周知する有効な手段を有しているか。
- エ 実証地区の進捗状況管理及び指導・助言について、実証地区の取組精度を上げるための工夫が盛り込まれているか。
- オ 実証結果の集約・分析及び事例集等の作成について、取りまとめ方法や資料の体裁等に、閲覧効果を上げるための工夫が盛り込まれているか。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要綱本体第6の1(1)に基づき、別添1-5により事業実施計画を作成し、生産局長に提出するものとする。

2 事業の承認

生産局長は、提出された事業実施計画の適否を審査し、適当と認める場合は事業実施計画を承認するものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第7の1に基づき、別添1-7により事業実施状況報告書を作成し、生産局長に報告するものとする。

なお、本要綱本体第7の1に基づく提出期限のほか、事業完了年度の翌々年度から目標年度の翌年度までの間、毎年7月末までにその直前の年度末までに実施した内容に係る事業実施状況報告書を作成し、報告を行うものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要綱本体第8の1(1)に基づき、別添1-9により自己評価を行い、生産局長に提出するものとする。

第4 その他

1 管理運営

生産局長は、関係書類の整備等において、適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を指導監督するとともに、事業の実施に必要な資料の提供を求めることができるものとする。

2 データの引き継ぎ

(1) 事業実施主体は、実証データ等を次年度に引き継ぐため、次に掲げる資料を取り

まとめ、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2180 号農林水産事務次官依命通知）第 15 に規定する実績報告の提出と合わせて生産局長に提出するものとする。

ア 採択した産地リスク分析実証プログラム

イ 実証データ

ウ 実証地区から提出のあった取組実績報告書

エ 実証地区ごとの進捗状況を整理したもの

オ その他、事業実施主体が次年度の引き継ぎに必要と判断した資料

- （２）生産局長は、前年度において（１）の資料の提出を受けていた場合は、事業実施主体の本要綱本体第 6 の 2 に基づく事業の着手後、速やかに事業実施主体に当該資料を提供し引き継ぐものとする。

3 補助金の返還

事業実施主体は、補助金を交付した実証地区が次に掲げる事項に該当した場合、当該実証地区に交付した補助金を返還させるものとする。

- （１）事業実施主体がやむを得ないと判断した以外の理由で、産地リスク分析実証プログラムを取り下げた場合
- （２）産地リスク分析実証プログラムに記載した取組の一部又は全部を、実証地区が行わなかった場合（実証地区から相談があり、事業実施主体が認めた場合を除く。）
- （３）事業実施主体が実証地区に対し、複数回の指導・助言を行っても、実証地区の取組状況に改善が見られない場合
- （４）その他補助金の交付が不適切と判断される場合

Ⅱ 国際水準GAPガイドライン普及促進

第1 事業の内容

1 取組内容

本事業においては、都道府県GAP指導体制に位置付けた者（以下「GAP指導員等」という。）を対象に、国際水準GAPガイドライン（試行版）（令和2年12月15日付け生産第1601号生産局農業環境対策課長通知）（令和3年度中において策定予定の国際水準GAPガイドラインを含む。以下「国際水準GAPガイドライン」という。）の内容を修得させ、国際水準GAPの指導を推進することを目的とし、以下の取組を行うものとする。

（1）検討会の開催

国際水準GAPの取組に関する専門家、有識者、普及指導員等の構成員から構成される検討会を設け、GAP指導員等による国際水準GAPガイドラインを活用した国際水準GAPの推進に効果的な研修内容、研修方法、研修資料等について検討を行う。

なお、研修方法の検討に当たっては、都道府県から研修内容等のニーズを把握するものとする。

（2）研修会の開催

ア GAP指導員等を対象とする研修会を全国6ブロック（北海道、東北・関東、北陸・東海、近畿、中国・四国及び九州・沖縄）で各1回以上開催するものとする。

イ 開催1回当たりの規模は、30名程度の参加を想定するものとする。

ウ （1）の検討結果において、上記6ブロックでの開催よりも効率的な開催方法が明らかである場合は、ブロックを分割又は統合して実施等することも可能とする。

エ 研修を受講したGAP指導員等に対して、研修受講証明書を発行するものとする。

（3）効果検証の実施

（2）の研修会の参加者に対して、都道府県と連携し、研修内容、研修方法、研修資料の適切性、改善点等について調査し、研修受講による効果を検証する。

2 補助要件

（1）事業実施主体は、本事業を実施するに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならないものとする。

ア 1の（1）から（3）までの取組を全て実施すること。

イ GAP指導者の育成を目的とした研修の開催実績があること。

ウ 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。

エ 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。

オ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をい

う。)の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。

カ 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。

キ 事業により得られた成果(以下「事業成果」という。)について、その権利を制限せず、公益の利用に供することを認めること。

ク 事業の内容が成果目標の基準を満たしていること。

(2) 本要綱別表1の9(1)イに掲げる協議会とは、1の取組を行う能力を有する者であって、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約が定められているものとする。

3 成果目標の設定

(1) 成果目標

研修に参加し、GAP指導に従事した者の割合を全研修参加者の80%以上とする具体的な数値目標を設定すること。

(2) 目標年度

(1)に掲げる成果目標の達成に係る目標年度は、事業実施年度の翌年度とする。

4 審査基準

本要綱別表4の2の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

(1) 検討会に関する体制

ア 構成員にGAP認証に関する知見を有する者はいるか。

イ 構成員に国際水準GAPガイドラインに関する知見を有する者はいるか。

ウ 都道府県からのニーズの把握方法は合理的か。

エ 研修内容等を検討する時間が十分に確保されているか。

オ 構成員に食品安全、環境保全、労働安全及び人権保護分野に関する知見を有する者はいるか。

(2) 研修会開催に関する体制

ア 過去にGAPに関連する取組を行ったことがあるか。

イ 効率的な開催のための工夫がされているか。

ウ 開催費を抑えるための工夫がされているか。

エ 研修会の構成は合理的か。

オ 効果的な効果検証を行う手段に関する知見を有しているか。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要綱本体第6の1(1)に基づき、別添2-1により事業実施計画を作成し、生産局長に提出するものとする。

2 事業の承認

生産局長は、提出された事業実施計画の適否を審査し、適当と認める場合は事業実施計画を承認するものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第7の1に基づき、別添2－3により事業実施報告書を作成し、生産局長に報告するものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要綱本体第8の1（1）に基づき、別添2－5により自己評価を行い、生産局長に提出するものとする。

第4 その他

1 収益納付

- （1）事業実施主体は、事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる場合には、別添2－7により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる事項のあった年度の翌年度の6月末日までに生産局長に報告するものとする。

なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

- （2）生産局長は、（1）の報告書に基づき、事業実施主体が相当の収益を得たと認める場合には、会計年度の収益額に、事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た率を乗じた金額について、事業実施主体に納付を命じるものとする。

- （3）収益を納付すべき期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、納付を求める期間を延長することができるものとする。

2 管理運営

生産局長は、関係書類の整備等において、適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督するとともに、事業の実施に必要な資料の提供を求めることができるものとする。

Ⅲ 日本発 G A P の国際化推進

第 1 事業の内容

1 取組内容

本事業においては、我が国農業競争力の強化及び輸出促進の観点から、G F S I に承認された我が国発の G A P の認証プログラムである ASIAGAP について、アジアで主流の仕組みとなるよう、戦略的に推進することが必要である。

このため、ASIAGAP の利用拡大と輸出促進を目的とし、以下の取組を行うものとする。

(1) 検討会の開催

学識経験者、輸出専門家、輸出業者等の構成員からなる検討会を設け、ASIAGAP のアジアにおける利用拡大に向けた推進方策等につき調査・検討を行う。

(2) 海外実需専門家の招聘

東アジア地域又はアセアン諸国のうち 1 か国・地域以上から、輸入業者やバイヤー等の海外実需専門家を日本に招聘するとともに、ASIAGAP への理解を深めるため、海外実需専門家に対して ASIAGAP 認証制度等の研修や ASIAGAP 認証取得農場の現地視察等を行う。

(3) ASIAGAP 認証農産物に関する商談会等の開催

ASIAGAP 専門家や ASIAGAP 認証取得農業者を日本から (2) で海外実需専門家を招聘した国・地域 (以下「派遣国・地域」という。) に派遣し、(2) で招聘した海外実需専門家の協力の下、派遣国・地域のバイヤーを主な対象とした説明会の開催等を通じた ASIAGAP に関する普及活動の実施及び ASIAGAP 認証農産物の輸出のための商談会等の開催を行う。

2 補助要件

(1) 事業実施主体は、本事業を実施するに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならないものとする。

ア 1 の (1) から (3) までの取組を全て実施すること。ただし、1 の (2) 及び (3) について、やむを得ない事情により招聘や派遣が困難な場合や 1 の (1) の検討の結果、より効果的な方法が明らかである場合は、生産局に報告し了承を得た上で、別の方法により実施することも可能とする。

イ 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等 (これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの) を備えていること。

ウ 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。

エ 法人等 (個人、法人又は団体をいう。) の役員等 (個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所 (常時契約を締結する事務所をいう。) の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。) が暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。) でないこと。

オ 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有す

ること。

カ 事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その権利を制限せず、公益の利用に供することを認めること。

キ 事業の内容が成果目標の基準を満たしていること。

- (2) 本要綱別表 1 の 9 (1) ウに掲げる協議会とは、1 の取組を行う能力を有する者であって、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約が定められているものとする。

3 成果目標の設定

(1) 成果目標

1 (3) の取組において、商談を行った全バイヤーに占める「今後の商取引において、ASIAGAP を活用したい」との意向を示したバイヤーの割合を 30%以上とする具体的な成果目標を設定すること。

(2) 目標年度

(1) に掲げる成果目標の達成に係る目標年度は事業実施年度とする。

4 審査基準

本要綱別表 4 の 2 の審査基準の評価項目は、以下のとおりとする。

(1) G A P 及び ASIAGAP の理解度

ア G A P に関係する国際的な動向について理解しているか。

イ 国の G A P 関連施策について理解しているか。

ウ ASIAGAP をめぐる状況について理解しているか。

エ ASIAGAP の認証制度について理解しているか。

オ ASIAGAP の認証取得状況について理解しているか。

(2) ASIAGAP のアジアにおける利用拡大の方向性、手法等の理解度

ア 国の施策方向を踏まえた ASIAGAP の戦略的活用の推進について、具体的に整理されているか。

イ ASIAGAP のアジアにおける利用拡大について、具体的に整理されているか。

ウ 海外実需専門家の招聘や研修の手法について、具体的に整理されているか。

エ ASIAGAP 認証農産物の輸出促進について、具体的に整理されているか。

オ 商談会の手法について、具体的に整理されているか。

第 2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要綱本体第 6 の 1 (1) に基づき、別添 3 - 1 により事業実施計画を作成し、生産局長に提出するものとする。

2 事業の承認

生産局長は、提出された事業実施計画の適否を審査し、適当と認める場合は事業実施計画を承認するものとする。

第 3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第 7 の 1 に基づき、別添 3 - 3 により事業実施状況報

告書を作成し、生産局長に報告するものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要綱本体第8の1(1)に基づき、別添3-5により自己評価を行い、生産局長に提出するものとする。

第4 その他

1 収益納付

- (1) 事業実施主体は、事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる場合には、別添3-7により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる事項のあった年度の翌年度の6月末日までに生産局長に報告するものとする。

なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

- (2) 生産局長は、(1)の報告書に基づき、事業実施主体が相当の収益を得たと認める場合には、会計年度の収益額に、事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た率を乗じた金額について、事業実施主体に納付を命じるものとする。

- (3) 収益を納付すべき期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、納付を求める期間を延長することができるものとする。

2 管理運営

生産局長は、関係書類の整備等において、適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督するとともに、事業の実施に必要な資料の提供を求めることができるものとする。

IV G A P 認証審査オンライン化推進

第1 事業の内容

1 取組内容

本事業においては、新型コロナウイルス感染症の存在下での新しい生活様式に対応したG A P 認証審査体制を推進し、認証取得に取り組む農業者の受審時の費用負担等を軽減する仕組みとなるよう、オンラインでの認証審査手法を確立・普及することを目的とし、以下の取組を行うものとする。

(1) 検討会の開催

G A P のオンライン認証審査の取組に関する有識者、農業者、G A P 認証審査機関、運営主体等の構成員からなる検討会を設け、オンライン認証審査手法の確立・普及に向けた具体的な取組について検討を行うものとする。

(2) オンラインでの認証審査手法確立及び普及の実施

(1) で検討した取組等に基づき、G A P のオンライン認証審査手法の確立及び普及のため、以下の取組を行う。なお、イ及びウの取組は必須とする。

ア オンライン認証審査の先行事例調査

イ オンライン認証審査と現地認証審査の比較実証

ウ オンライン認証審査マニュアルの作成

エ GFSI へのオンライン認証審査手法の提案

オ その他オンライン認証審査の確立・普及に必要な取組

(3) 報告会の開催

(1) 及び(2)の取組を踏まえたオンライン認証審査の普及推進を図るため、審査機関、指導者等の関係者を参集した公開形式の報告会を開催するものとする。

2 補助要件

(1) 事業実施主体は、本事業を実施するに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならない。

ア 1の(1)から(3)までの取組を全て実施すること。

イ 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。

ウ 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。

エ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

オ 本事業を行う意思及び具体的計画並びに本事業を的確に実施できる能力を有すること。

カ 事業により得られた成果（以下「事業成果」という。）について、その権利を制限せず、公益の利用に供することを認めること。

キ 事業の内容が成果目標の基準を満たしていること。

- (2) 本要綱別表 1 の 9 (1) ウに掲げる協議会とは、1 の取組を行う能力を有する者で構成されるものであって、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約が定められているものとする。

3 成果目標の設定

(1) 成果目標

本事業によって確立されたオンライン認証審査により認証審査を実施できる審査機関の割合を 50%以上とする具体的な成果目標を設定すること。

(2) 目標年度

(1) に掲げる成果目標の達成に係る目標年度は、事業実施年度の翌年度とする。

4 審査基準

(1) 検討会に関する体制

ア 構成員に G A P の審査の実績がある者はいるか。

イ 構成員に G A P の受審の実績がある者はいるか。

ウ 構成員にオンラインによる認証審査等に関して知見を有している者はいるか。

エ 構成員に GFSI 承認基準の知見を有している者はいるか。

オ 構成員の知見を効果的に活用できる方法となっているか。

(2) オンラインでの認証審査手法確立及び普及の実効性

ア G A P オンライン認証審査の現状に関する知見を有しているか。

イ 審査体制における G A P のオンライン認証審査の課題に関する知見を有しているか。

ウ 受審体制における G A P のオンライン認証審査の課題に関する知見を有しているか。

エ 報告会に関して効率的かつ効果的に開催する具体的な工夫が整理されているか。

オ 比較実証の内容等を検討する時間は十分に確保されているか。

第 2 事業計画書等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要綱本体第 6 の 1 (1) に基づき、別添 4-1 により事業実施計画を作成し、生産局長に提出するものとする。

2 事業の承認

生産局長は、提出された事業実施計画の適否を審査し、適当と認める場合は事業実施計画を承認するものとする。

第 3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第7の1に基づき、別添4－3により事業実施状況報告書を作成し、生産局長に報告するものとする。

なお、本要綱本体第7の1に基づく提出期限のほか、事業完了年度翌々年度の7月末までに事業完了年度の翌年度末までに実施した内容に係る事業実施状況報告書を作成し、報告を行うものとする。

2 事業の評価

事業実施主体は、本要綱本体第8の1（1）に基づき、別添4－5により自己評価を行い、生産局長に提出するものとする。

第4 その他

1 収益納付

- （1）事業実施主体は、事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる場合には、別添4－7により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる事項のあった年度の翌年度の6月末日までに生産局長に報告するものとする。

なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

- （2）生産局長は、（1）の報告書に基づき、事業実施主体が相当の収益を得たと認める場合には、会計年度の収益額に、事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た率を乗じた金額について、事業実施主体に納付を命じるものとする。

- （3）収益を納付すべき期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、納付を求める期間を延長することができるものとする。

2 管理運営

生産局長は、関係書類の整備等において、適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を指導監督するとともに、事業の実施に必要な資料の提供を求めることができるものとする。

V 畜産GAP拡大推進加速化

第1 事業の内容

1 取組内容

本事業においては、日本版畜産GAPの認証取得経営体数の増加、国産畜産物に対する評価の向上等に向けて、日本版畜産GAPの認証取得、推進等の取組を支援するため、別添5-1に従って、以下の取組を行うものとする。

なお、事業実施主体は、以下の取組のうちの一部のみを実施することもできるものとする。

また、事業実施主体は、事業を効果的に実施するために必要と認められる場合に限って、事業の一部を他の民間団体に委託することができるものとする。

(1) 畜産GAP認証審査支援

日本版畜産GAPの認証審査を推進するため、審査を行う者の育成に必要な日本版畜産GAPに関する専門知識に関する研修会、審査機関の増設、GAPに取り組む生産者等の生産現場での研修会の開催、生産者向け自己点検システムの維持・改修等認証機関による認証取得の推進に必要な取組を行う。

(2) 畜産GAP認証拡大支援

日本版畜産GAPの認証の高度化により取得を拡大するため、他の認証スキームとの差分審査の検討、日本版畜産GAPの国際規格化に向けた情報収集、PR等の取組を行う。

(3) 持続可能性配慮型飼養管理推進

持続可能性に配慮した飼養管理への取組を推進するため、国際機関や諸外国等におけるアニマルウェルフェアに関する検討・実施の状況の調査、国内における飼養管理や流通等の実態の調査、畜種ごとのアニマルウェルフェアの考え方に対応した飼養管理指針の検討及び検討の結果を踏まえた事業成果報告書の作成等を行う。また、我が国におけるアニマルウェルフェアの考え方を普及・啓発するため、研修会等の開催、パンフレットの作成・配布及び飼養管理の指導等を行う。

2 補助要件

(1) 事業実施主体は、本事業を実施するに当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていなければならないものとする。

ア 本事業に係る経理その他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有し、定款、役員名簿、団体の事業計画書・報告書、収支決算書等（これらの定めのない団体にあつては、これに準ずるもの）を備えていること。

イ 日本国内に所在し、補助事業全体及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であること。

ウ 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

(2) 本要綱別表1の9（2）に掲げる協議会とは、第1の1の取組の全部又は一部を

行う能力を有する者で構成されるものであって、事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約が定められていることを要するものとする。

(3) 事業の内容が成果目標の基準を満たしていること。

3 成果目標の設定

(1) 成果目標

全国でのべ 1150 経営体（団体認証の場合は、当該団体を構成する経営体数を計上するものとする。）以上の認証取得を実現するため、実施する取組に応じ、畜産 G A P 又はアニマルウェルフェアに関する理解向上や、畜産 G A P 認証取得経営体数の増加など、具体的な成果目標を事業実施主体が設定することとする。

(2) 目標年度

(1) に掲げる成果目標の達成に係る目標年度は、事業実施年度の翌年度とする。

4 審査基準

本要綱別表 4 の 2 の審査基準の評価項目は以下のとおりとする。

(1) 日本版畜産 G A P に関する理解

ア G A P に関係する国際的な動向について理解しているか。

イ 国の G A P 関連施策について理解しているか。

ウ 日本版畜産 G A P をめぐる状況について理解しているか。

エ JGAP 家畜・畜産物の認証制度について理解しているか。

オ JGAP 家畜・畜産物の認証取得状況について理解しているか。

(2) 日本版畜産 G A P の普及推進に向けた理解

ア 日本版畜産 G A P を普及推進する必要性について理解しているか。

イ 過去に日本版畜産 G A P に関連する取組を行ったことがあるか。

ウ 日本版畜産 G A P の普及推進に向けて、課題が具体的に整理されているか。

エ 日本版畜産 G A P の普及推進に向けた具体的な成果目標が設定されているか。

オ 畜産の生産現場の実態を把握しているか。

第 2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要綱本体第 6 の 1 (1) に基づき、別添 5 - 2 により事業実施計画を作成し、生産局長に提出するものとする。

2 事業の承認

生産局長は、提出された事業実施計画の適否を審査し、適当と認める場合は事業実施計画を承認するものとする。

第 3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、本要綱本体第 7 の 1 に基づき、別添 5 - 4 により事業実施報告書を作成し、生産局長に報告するものとする。

2 事業の評価

(1) 事業実施主体は、本要綱本体第 8 の 1 (1) に基づき、別添 5 - 5 により自己評

価を行い、生産局長に提出するものとする。

- (2) 本要綱本体第8の1(2)に基づく評価所見は、同項の規定に関わらず、別添5-7に記入するものとする。

第4 その他

1 収益納付

- (1) 事業実施主体は、事業成果の実用化等により相当の利益を得たと認められる場合には、別添5-8により、年間の収益の状況を記載した収益状況報告書を、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間、報告に係る年度の翌年度の6月末日までに生産局長に報告するものとする。

なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、報告を求める期間を延長することができるものとする。

- (2) 生産局長は、(1)の報告書に基づき、事業実施主体が相当の収益を得たと認める場合には、会計年度の収益額に、事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除して得た率を乗じた金額について、事業実施主体に納付を命じるものとする。

- (3) 収益を納付すべき期間は、本事業の終了年度の翌年度から起算して3年間とする。

ただし、納付を命じることができる額の合計額は、事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあっては、納付を求める期間を延長することができるものとする。

2 管理運営

生産局長は、関係書類の整備等において、適切な措置を講ずるよう、事業実施主体を十分に指導監督するとともに、事業の実施に必要な資料の提供を求めることができるものとする。

VI 国際水準GAP普及推進交付金

第1 事業の内容

1 定義

本事業における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) GAP

GAPとは、国際水準GAPガイドライン（試行版）（令和2年12月15日付け2生産第1601号生産局農業環境対策課長通知）（令和3年度中において策定予定の国際水準GAPガイドラインを含む。以下「国際水準GAPガイドライン」という。）に定める取組のことをいう。

(2) 国際水準GAPの実施

国際水準GAPの実施とは、農業者が、取引先からの要請、自らの経営判断等に応じてGLOBALG. A. P. やASIAGAP等のGAP認証取得がいつでも可能となる水準を目指し、GAPについて、十分な知識・知見を有する指導者による指導、研修等を通じて理解した上で、その理解に基づき、実施することをいう。

(3) GAP指導員

GAP指導員とは、農業者に対する国際水準GAPの実施に関する指導を行うために必要な高い水準の知識を習得するための研修（国際水準GAPガイドラインの内容の習熟を目的とした研修を含む。）を受講するとともに、国際水準GAPの実施に向けた指導実績を3件以上有する者をいう。

(4) GAP指導体制

GAP指導体制とは、農業者のGAPに対する理解を促し、GAPの実施又は認証取得の促進を目的として、GAP指導員による指導・助言等の活動を推進する体制のことをいう。

(5) GAP認証

本交付金において取得・維持・更新（以下「取得等」という。）の支援対象とするGAP認証は、GLOBALG. A. P.、ASIAGAP及びJGAPのうち、農産（花き等の非食用の作物を含む。）に限り、畜産は含まないものとする。

2 取組内容

(1) 本交付金の目的は以下のとおりとする。

ア GAP指導活動の推進

イ GAP認証の取得等支援

(2) (1)の目的を達成するための具体的な目標値、事業メニュー及びその内容、目標値設定に当たっての根拠及び留意事項並びに交付率は、別添6-1のとおりとする。

なお、別添6-1の事業メニュー及びその内容の欄に掲げる取組は、別添6-2に従って実施するものとする。

また、次のア及びイに掲げる事項を実施する場合には、当該ア及びイに定める点に留意するものとする。

ア 検討会等の開催

経費には、旅費、謝金及び資料作成費等（検討会等を開催する上で真に必要なものに限る。）を含むものとする。

イ 研修会等の開催

研修会等の開催に当たり、参加者から参加費用を徴収する場合には、徴収した額と交付金との合計額が開催経費を上回ってはならない。

(3) G A P理解度測定の実施

本交付金事業を実施する事業実施主体は、事業実施年度中において、別添６－２の１（２）イに掲げるG A P理解度測定を実施しなければならない。

なお、実施できないやむを得ない事情があつて、地方農政局長（北海道にあつては北海道農政事務所長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）がこれを承認した場合においては、実施しないことができるものとする。

3 成果目標の設定

本要綱本体第３の１の成果目標は、別添６－１の目標値の欄に掲げる目標とし、目標ごとに事業終了時に達成すべき具体的な目標値を設定するものとする。

第２ 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要綱本体第６の１（２）に基づき別添６－４により事業実施計画を作成し、地方農政局長へ提出するものとする。

2 事業実施計画の審査及び承認

(1) 地方農政局長は、１の事業実施計画について、当該事業実施主体等の取組状況を勘案し、目標値の設定の妥当性及びその達成の可能性に関する審査を行う。

(2) 地方農政局長は、(1)の審査を行った上で、事業実施計画を承認するものとする。

(3) 地方農政局長は、(2)において承認を行った場合には、速やかに生産局長に報告するものとする。

3 事業実施計画の変更

(1) 本交付金の交付を受けた事業実施主体は、目標値の達成に資する場合には、交付金額の範囲内で、事業実施計画の内容を変更することができるものとする。

(2) 本要綱本体第６の１（２）ウ（エ）に規定する事業実施計画の重要な変更は、「目標値の変更」とする。

(3) 地方農政局長は、本要綱本体第６の１（２）ウの重要な変更に係る手続を行う場合には、必要に応じ、事業実施主体に対し意見を述べるができるものとする。

4 事業実施計画に係る指導

地方農政局長は、事業実施主体に対し、本交付金で実施する内容が本事業の目的や推進方向に鑑み適切なものとなるよう、指導を行うものとする。

第３ 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、毎年、次の(1)から(4)までに掲げる時点における事業の進捗状況を取りまとめ、(1)から(3)までについては当該時点から１か月以内に、

(4)については地方農政局が別途指定する日までに、電子ファイルにより、地方農政局に報告するものとする。

(1) 7月末時点

- (2) 12 月末時点
- (3) 3 月末時点
- (4) 必要に応じて、地方農政局が指定する時点

2 事業の評価

本要綱本体第 8 の 2 に基づく事業の評価は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、別添 6－6 により成果及び評価報告書を作成し、自己評価を行い、事業実施年度の翌年度の 6 月末までに、地方農政局長に報告するものとする。
- (2) (1) の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、地方農政局においてその内容について点検評価し、その結果を踏まえた評価所見を記入するものとする。
- (3) 生産局は、地方農政局の点検評価結果を取りまとめ、本要綱本体第 8 の 1 (3) に定める評価検討委員会（以下「評価検討委員会」という。）に諮るものとし、地方農政局長は、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

この場合において、評価検討委員会が意見聴取を行うときは、地方農政局長は必要に応じて、事業実施主体に指示して、事業の取組内容を評価検討委員会に説明させることができるものとする。

- (4) 地方農政局長は、(3) により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。
- (5) 地方農政局は、(2) の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導及び助言を行い、別添 6－7 により速やかに改善計画を提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合にあっては成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

また、本ただし書きの規定は、本要綱本体附則 5 の規定にかかわらず、平成 30 年度に実施された農業生産工程管理推進事業交付金実施要綱（平成 30 年 4 月 1 日付け 29 生産第 2347 号農林水産事務次官依命通知。以下「30 年度交付金実施要綱」という。）に基づく事業の評価に適用することができるものとする。この場合の妥当の判断は、30 年度交付金実施要綱第 8 の 2 に規定する事後評価の実施において行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- (6) (5) の改善計画に基づく取組の再評価については、(1) 及び (2) に準じて行うものとする。

なお、事業実施主体は、成果目標の達成状況を改善計画の終期となる年度の翌年度 6 月末日までに報告することとする。

- (7) 地方農政局は、(5) により指導を行った場合には、その内容を生産局に報告するものとする。

第4 その他

1 交付金の算定

- (1) 国は、毎年度、予算の範囲内において、(2)により算定する交付金を事業実施主体に交付するものとする。
- (2) 事業実施主体への本交付金の交付額は、本要綱本体第6の1(2)により各事業実施主体から提出される事業実施計画に記載された目標値等を基に、別添6－8により算定する。
- (3) 国は、地方農政局長が事業実施主体から提出のあった事業実施計画の重要な変更を承認した場合において、必要に応じ、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は当該事業実施主体に対し、すでに交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。
- (4) 国は、(1)による交付金の交付後において予算に残額（以下「予算残額」という。）がある場合、または事業実施主体から交付金の減額又は返還（以下「減額等」という。）を受けた場合、当該予算残額又は減額等を受けた額について、ほかの事業実施主体からの要望又は国の方針に基づき、事業実施主体に追加交付することができる。

2 推進指導

地方農政局長は、第2の4、第3の2(5)に掲げる指導を行うに当たっては、必要に応じて学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。

Ⅶ 畜産GAP拡大推進加速化交付金

第1 事業の内容

1 取組内容

(1) 本交付金の目的は以下のとおりとする。

ア 日本版畜産GAP指導活動の推進

イ 日本版畜産GAP認証の取得拡大

(2) (1)の目的を達成するための具体的な目標値、事業メニュー及びその内容、目標値設定に当たっての根拠及び留意事項並びに交付率は、別添7-1のとおりとし、事業メニュー及びその内容の欄に掲げる取組は、別添7-2に従って実施するものとする。

なお、事業実施主体は、事業を効果的に実施するために必要と認められる場合に限り、事業の一部をほかの民間団体に委託することができるものとする。

また、次のア及びイに掲げる事項を実施する場合には、当該ア及びイに定める点に留意するものとする。

ア 検討会等の開催

経費には、旅費、謝金及び資料作成費等（検討会等を開催する上で真に必要なものに限る。）を含むものとする。

イ 研修会等の開催

研修会等の開催に当たり、参加者から参加費用を徴収する場合には、徴収した額と交付金との合計額が開催経費を上回ってはならない。

2 成果目標の設定

本要綱本体第3の1の成果目標は、別添7-1の目標値の欄に掲げる目標とし、全国でのべ1150経営体（団体認証の場合は、当該団体を構成する経営体数を計上するものとする。）以上の認証取得を実現するため、事業実施年度の翌年度までに達成すべき具体的な目標値を設定するものとする。

第2 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成等

事業実施主体は、本要綱本体第6の1(2)に基づき別添7-3により事業実施計画を作成し、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）へ提出するものとする。

2 事業実施計画の審査及び承認

(1) 地方農政局長は、1の事業実施計画について、当該事業実施主体等の取組状況を勘案し、目標値の設定の妥当性及びその達成の可能性に関する審査を行う。

(2) 地方農政局長は、(1)の審査を行った上で、事業実施計画を承認するものとする。

(3) 地方農政局長は、(2)において承認を行った場合には、速やかに生産局長に報告するものとする。

3 事業実施計画の変更

(1) 本交付金の交付を受けた事業実施主体は、目標値の達成に資する場合には、交付金額の範囲内で、事業実施計画の内容を変更することができるものとする。

- (2) 本要綱本体第6の1(2)ウ(エ)に規定する事業実施計画の重要な変更は、「目標値の変更」とする。
- (3) 地方農政局長は、本要綱本体第6の1(2)ウの重要な変更に係る手続を行う場合には、必要に応じ、事業実施主体に対し意見を述べるができるものとする。

4 事業実施計画に係る指導

地方農政局長は、事業実施主体に対し、交付金で実施する内容が本事業の目的や推進方向に鑑み適切なものとなるよう、指導を行うものとする。

第3 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、毎年、次の(1)から(4)までに掲げる時点における事業の進捗状況を取りまとめ、(1)から(3)までについては当該時点から1か月以内に、(4)については地方農政局が別途指定する日までの間に、電子ファイルにより、地方農政局に報告するものとする。

- (1) 7月末時点
- (2) 12月末時点
- (3) 3月末時点
- (4) 必要に応じて、地方農政局が指定する時点

2 事業の評価

本要綱本体第8の2に基づく事業の評価は、次のとおりとする。

- (1) 事業実施主体は、成果目標の達成状況について、別添7-5により成果及び評価報告書を作成し、自己評価を行い、事業実施年度の翌年度の6月末までに、地方農政局長に報告するものとする。
- (2) (1)の事業評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、地方農政局においてその内容について点検評価し、その結果を踏まえた評価所見を記入するものとする。
- (3) 生産局は、地方農政局の点検評価結果を取りまとめ、本要綱本体第8の1(3)に定める評価検討委員会（以下「評価検討委員会」という。）に諮るものとし、地方農政局長は、当該委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

この場合において、評価検討委員会が意見聴取を行うときは、地方農政局長は必要に応じて、事業実施主体に指示して、事業の取組内容を評価検討委員会に説明させることができるものとする。

- (4) 地方農政局長は、(3)により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。
- (5) 地方農政局は、(2)の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合には、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導及び助言を行い、別添7-6により速やかに改善計画を提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては事業実施主体から成果目標の変更又は評価の終了の改善計画を提出させ、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合にあっては成果目標を変更し、又は評価を終了することができるものとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

(6) (5)の改善計画に基づく取組の再評価については、(1)及び(2)に準じて行うものとする。

なお、事業実施主体は、成果目標の達成状況を改善計画の終期となる年度の翌年度6月末日までに報告することとする。

(7) 地方農政局は、(5)により指導を行った場合には、その内容を生産局に報告するものとする。

第4 その他

1 交付金の算定

(1) 国は、毎年度、予算の範囲内において、事業実施主体に交付金を交付するものとする。

(2) 国は、地方農政局長が事業実施主体から提出のあった事業実施計画の重要な変更を承認した場合において、必要に応じ、交付金の一部若しくは全部を減額し、又は当該事業実施主体に対し、すでに交付された交付金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

(3) 国は、事業実施主体から交付金の減額又は返還（以下「減額等」という。）を受けた場合、当該減額等額について、ほかの事業実施主体からの要望又は国の方針に基づき、事業実施主体に追加交付することができる。

2 推進指導

地方農政局長は、第2の4、第3の2(5)に掲げる指導を行うに当たっては、必要に応じて学識経験者等第三者の意見を聴くものとする。

実証地区に関する事項の詳細

1 実証地区の選定・採択（別紙 9 の I の第 1 の 2（2）関係）

（1）実証地区の公募

実証地区を採択するための公募は、次に掲げる要件を全て満たした内容で行うものとする。

なお、要件の一部を満たせないやむを得ない事由があつて、生産局が認めた場合にはこの限りではない。

また、公募に基づく採択後に予算の残額がある場合は、必要に応じて、追加の採択を行うため、再度公募を行うものとする。

ア 2 週間以上の公募期間を設けること。

イ 公募を周知するチラシ又はリーフレットを作成し、全国に配布すること。

ウ 公募に際し、GAP 認証の運営主体、全国農業協同組合連合会、全国農業協同組合中央会、都道府県その他事業実施主体が公募の周知に効果があると判断した団体・組織等に対し、働き掛けを行うこと。

エ 公募に係る具体的な計画を策定した段階で、生産局に報告し了承を得ること。

オ 応募者から次に掲げる書類を提出させること。

（ア）産地リスク分析実証プログラム（別添 1－2 による）

（イ）（2）ウからオまでの事項に同意したことを示す資料

（ウ）応募者の組織・構成・過去の GAP の取組状況が判る資料

（エ）その他、事業実施主体が必要と判断した資料

カ 公募で採択する予算は、実証地区の支援に係る予算額から、前年度の本事業における実証地区の新規採択者（採択した事業実施主体を問わない。以下「前年度採択者」という。）の産地リスク分析実証プログラム（前年度採択者からの取り下げ等により採択しないものを除く。）に記載された 2 年目の年度に係る事業費（うち補助金額に限る。）の総額を差し引いた額の範囲内とすること。

キ その他、生産局の指示に従うこと。

（2）応募者の要件

（1）の公募に応募できる者（以下「応募者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

ア 農業者、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、農業協同組合その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約のある団体に限る。）又は農産物の生産を行う事業者（以下「農業者等」という。）のいずれかに該当すること。

イ 公募の開始時点において、次に掲げるいずれかに該当する者であること。

（ア）GAP 認証を取得しておらず、かつ、公募実施年度の年度末までに GAP 認証の審査を受けられる状態となることが見込まれること。

（イ）GAP 認証を取得済であつて次回の GAP 認証の審査受審時に構成経営体を増加する予定があること。

ウ 2(2)に掲げる実証地区の取組内容の全てについて、採択時の産地リスク分析実証プログラムに基づき、最後まで取り組むことに同意すること。

エ 経費の補助が本要綱に定める上限額の範囲内であることに同意すること。

オ アの要件から外れ、又はウ若しくはエの同意事項に反した場合には、実証地区の採択が無効になるとともに、それまでの取組に要した経費について補助を受けられなくなる、及び当該実証地区の取組が2年目の年度の場合にあっては1年目の年度で補助を受けた経費（以下「1年目補助金」という。）の返還もあり得ることに同意すること。

(3) 採択方法

事業実施主体は、(1)の公募を行う際、応募者から提出のあった書類について審査（以下「書類審査」という。）を行い、内容に不備等がない場合には、予算の範囲内で実証地区を採択し、採択された旨を応募者に通知するものとする。内容の不備等により採択しなかった場合にも、その旨を通知するものとする。

なお、事業実施主体は、必要に応じて、外部有識者等により構成される公募選考委員会を設置し、当該審査を行わせることができる。この場合、公募選考委員会の構成員には事業実施主体が含まれていなければならない。

また、応募のあった額の総額が予算の範囲を超過することとなった場合には、事業実施主体は書類審査に合格した者について、次に掲げる審査基準に基づきポイント付けを行い、ポイントの高い者から順に（ポイントが同じ応募者にあっては、1経営体当たりの額（採択された場合における応募者の補助対象経費を構成経営体数で除した額）が低い者から順に）予算の範囲内で実証地区を選考し採択するものとする。

ア G A P 認証

取得するG A P 認証が次に掲げるいずれかの場合は1ポイントを加算。

(ア) GLOBALG. A. P.

(イ) ASIAGAP

イ 構成経営体数

G A P 認証を取得予定（現にG A P 認証を取得済の経営体を含む。）の構成経営体数を平方根した値（1未満の端数を切り上げ）をポイントとして加算。

ウ 構成経営体の中に含まれる者の属性

構成経営体の中に、次に掲げる属性に該当する者が含まれる場合には、該当する属性ごとに1ポイントを加算。

なお、同じ属性に複数の経営体が該当した場合も、加算は1ポイントを上限とする。

(ア) 農福連携に取り組む経営体

(イ) 現に GLOBALG. A. P.、ASIAGAP 又は JGAP の個別認証を取得している経営体

エ 内部監査員又は内部検査員

G A P 認証を新規に取得する場合であって、団体認証事務局の主体となる組織内に、現に内部監査員又は内部検査員（取得予定のG A P 認証の規則等で定める要件に該当する者に限る。）の有資格者がいる場合は、1ポイントを加算。

オ その他取組内容による加算

応募者が取り組む産地リスク分析実証プログラムの内容について、事業実施主体又は公募選考委員会が特に高い効果が見込めると判断した場合、その度合いに応じて、1ポイントから5ポイントまでの間で加算。

(4) 前年度採択者に係る採択の実施

前年度採択者の採択については、次に掲げるとおりとする。

ア 事業実施主体は、事業の着手後速やかに前年度採択者に対し2年目の年度に係る産地リスク分析実証プログラムの提出を求めるものとする。

イ 前年度採択者は、アを受け、産地リスク分析実証プログラムを作成し、事業実施主体に提出するものとする。

なお、産地リスク分析実証プログラムの作成にあたっては、第1から第3までは前年度に採択された内容をそのまま記載し、第4に2年目の年度に係る内容を記載するものとする。

ウ 事業実施主体は、前年度採択者から提出のあった産地リスク分析実証プログラムの内容を審査し、2年目の年度に係る内容が採択時の内容から逸脱していないと判断した場合には、継続の採択を行うものとする。

エ 事業実施主体は、前年度採択者から産地リスク分析実証プログラムの取り下げの申請があった場合又はイに基づく産地リスク分析実証プログラムの提出がなかった場合には、継続の採択を行わないものとする。

(5) 採択者の報告及び情報提供

ア 事業実施主体は、実証地区の採択結果を取りまとめ、生産局長に報告するものとする。

イ 生産局長は、取組の円滑な実施に資するため、アの報告内容について、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長をいう。以下同じ。）を通じて、当該実証地区の主たる事務所が所在する都道府県に情報提供するものとする。

(6) 特例

事業実施主体は、公募に基づく採択後に予算の残額がある場合において、公募の期間外に、全国農業協同組合連合会、全国農業協同組合中央会又は都道府県から実証地区候補の提案があり、当該候補が次に掲げる要件を全て満たしていると事業実施主体が判断した場合は、公募によらず実証地区を採択できるものとする。

ア 当該提案に合理性があること。

イ 当該候補が（2）に掲げる要件を全て満たしていること。

ウ 当該候補の事業費が、予算の残額の範囲内であること。

2 実証地区の進捗状況管理及び指導・助言（別紙9のIの第1の2（3）関係）

(1) 実証地区の取組期間

実証地区の取組期間は、原則、1（3）による採択結果の通知日から当該通知日の属する年度の1月末までとする。ただし、取組実施1年目の年度における（2）イの取組については、当該年度の年度末まで取組を継続するものとする。

(2) 実証地区の取組内容

実証地区は、(1)の取組期間において、採択された産地リスク分析実証プログラムに基づき、以下の取組を行うものとする。

ア GAP 認証の取得に係る取組

実証地区内でGAPに取り組み、認証審査を受審し、GAP認証を取得するものとする。

イ 分析実証に係るデータの記録

次に掲げる事項について、産地リスク分析実証プログラムに記載した間隔で定期的に記録し、推移を整理するものとする。

(ア) アの取組の過程（特に、実証地区内の合意形成までの過程、認証取得までに団体事務局及び農業者がそれぞれ取り組んだ内容、認証審査の受審の状況及び受審後の対応を具体的に整理すること。）

(イ) 産地リスク分析実証プログラムに記載した評価指標及び管理点

(ウ) その他、事業実施主体が記録を求める事項

ウ データ等の提供

(1)の取組期間の終期及び事業実施主体の求めに応じて、次に掲げる資料等を事業実施主体に提出するものとする。

なお、事業実施主体は、実証地区に対し、(ア)の資料については(1)の取組期間の終期の時点を含め2回以上提出を求めるものとする。

(ア) イで記録した資料

(イ) 実証地区における団体事務局、農場、出荷調製施設等に係る運営の仕組みやルール等を取りまとめたマニュアル

(ウ) GAPの取組にあたり評価したリスクの内容・危険度・重要度・対処方法等を整理した資料（構成員全員分）

(エ) 農場内に掲示した標識等（GAPの取組に関するものに限る。写真可。）

(オ) GAP認証の認証書

(カ) その他事業実施主体が求める資料（GAPの取組、GAP認証の審査受審又は取組実績報告書に関するものに限る。）

エ 経費の管理

採択後における取組に要した経費について、当該取組に直接必要となった根拠を明確にするとともに、他の事業等と区別し、適切かつ明確に区分でき、かつ証拠書類等によって金額を証明できる状態で管理を行うものとする。

(3) 実証地区の進捗状況管理

事業実施主体は、四半期に1回、実証地区の産地リスク分析実証プログラムに基づく取組の進捗状況について、電話・メール・現地調査等の適宜の方法により把握を行うものとする。

なお、進捗状況の把握は、当該四半期中に実証地区から提供を受けた(2)ウに掲げる資料等の確認をもって代えることができるものとする。

(4) 実証地区への指導・助言

ア 事業実施主体は、（３）による進捗状況管理の結果その他必要と判断した場合において、実証地区に対し、指導・助言を行うものとする。

なお、当該指導・助言に当たっては、必要に応じてＧＡＰ専門家等を実証地区に派遣することができるものとする。

イ 実証地区は、アの指導・助言を受けた場合には、指導・助言に基づく取組内容の改善を図るものとする。

ウ 事業実施主体は、アによる指導・助言を行ってもなお実証地区の取組状況が改善されない場合は、当該実証地区に対し再度の指導・助言を行うものとし、これによっても取組状況が改善されない場合は、実証地区の採択を取り消すことができるものとする。この場合、採択を取り消した実証地区に対し補助金の交付を行わないものとする。

（５）経営の安定を図るための各種制度の積極的活用

事業実施主体は、農業共済組合等と連携し、実証地区に所属する農業者に対し、経営の安定を図るため、農業経営収入保険、農業共済その他の農業関係の保険への積極的な加入を促すものとする。

３ 実証地区が行う取組に対する支援の内容及び上限額（別紙９のⅠの第１の２（５）関係）

（１）事業実施主体は、実証地区に対し、２（１）の取組期間の終期までを期限に、取組実績報告書（別添１－３）の提出を求めるものとする。

（２）事業実施主体は、実証地区から（１）の提出があった場合は、内容に遺漏無きことを確認した上で、別添１－４に掲げる支援対象及び支援額の上限の範囲内で、当該実証地区に補助金を交付するものとする。

産地リスク分析実証プログラム（令和 年度及び令和 年度）

第 1 実証地区の概要

1 実証地区名（及び代表者名）

2 事業担当者

フリガナ			
氏 名			
所属先住所	〒		
T E L		F A X	
Eメール アドレス			

3 実証地区概要

栽培面積 ※実証地区の合計面積	a
実証地区全体の 年間販売額	万円

※構成経営体数の氏名、栽培品目、GAP認証の
取得状況等が判る資料を添付すること

4 取得するGAP認証名 ※対象作物は、審査を受ける際に適用となる基準書で分類すること。また、取得するGAP認証は1種類に限る。

認証の名称		構成経営体数				対象作物（基準書） （該当するものに○）			具体的作物名 （例：トマト、水稻、茶）	内部 監査員 （検査員） 数
		うち 新規	うち 農福 連携	うち 県GAP	うち 個別	青果物	穀物	茶		
GLOBAL G. A. P.										
ASIAGAP										
JGAP										

※構成経営体数欄について
うち新規 → 構成経営体数に含まれる新規にGAPの団体認証を取得する経営体数を記載（新規取得の場合、構成経営体数と一致）
うち農福連携 → 構成経営体数に含まれる、農福連携に取り組む経営体数を記載（農福連携の取組内容が判る資料を添付すること）
うち県GAP → 構成経営体数に含まれる公募開始日までの過去1年間に公的機関等による都道府県GAPの確認を受けていた経営体数を記載
うち個別 → 構成経営体数に含まれるGAPの個別認証（GLOBAL G.A.P.、ASIAGAP又はJGAPに限る。）を取得中の経営体数を記載

※内部監査員（検査員）数欄には、応募の時点で実証地区に所属するGAP認証に対応した内部監査員（検査員）の人数を記載（有資格者であることが判る資料を添付すること）

第 2 全体の事業費

1 上限額の算出

1 年目				2 年目	
認証審査費（新規は除く）		環境整備・研修指導		認証審査費	
構成経営体（更新分） A		構成経営体（新規分） D		構成経営体数 ①	
Aの平方根 B		Dの平方根 E		①の平方根 ②	
B×認証別上限額 C	円	E×認証別上限額 F	円	(②+2)×認証別上限額 ③	円
データ収集消耗品費 G			10,000 円	データ収集消耗品費 ④	10,000 円
上限額計(C+F+G)			円	上限額計(③+④)	円

※平方根で生じた小数点以下は、1に切り上げ

2 全体事業費の見込

（単位：円）

	1 年目		2 年目		合計	
	事業費	うち補助金額	事業費	うち補助金額	事業費	うち補助金額
認証審査費用						
認証審査旅費						
環境整備・研修指導						
研修指導旅費						
データ収集消耗品費						
合計額						

第3 事業全体の内容

1 事業全体の方針

--

2 産地リスク分析データ収集

○食品安全	測定内容	測定方法	測定間隔
評価指標			
管理点①			
管理点②			
管理点③			

○労働安全	測定内容	測定方法	測定間隔
評価指標			
管理点①			
管理点②			
管理点③			

○環境保全	測定内容	測定方法	測定間隔
評価指標			
管理点①			
管理点②			
管理点③			

3 特筆すべき事項

本事業に取り組むに当たって、アピールしたい点や他の産地と比較して優れている点、データ収集を効率的に行うための工夫等の特筆すべき事項があれば記載。

以下は、年度ごとに新たに記載すること

第4 単年度の事業計画

1 実証地区名（及び代表者名）

2 対象年度

令和	年度	1 年目	2 年目
----	----	------	------

※いずれかに○をつけること。

3 本年度の具体的な事業方針

4 事業スケジュール

年月日	内容	年月日	内容

5 事業費 (単位：円)

費目	作成上の留意点	事業費	うち補助金額	備考（経費の内訳）
認証審査費用	2年目（及び更新）のうち補助金額は上限額の範囲内			
認証審査旅費	2年目（及び更新）のうち補助金額は上限額の範囲内			
環境整備・研修指導	1年目の補助金額は上限額の範囲内 2年目は対象外			
ICTシステム利用費	ICTシステムの概要、金額等が判る資料を添付のこと			
分析・調査 （残留農薬、土壌、水質）	サンプル数、金額等が判る資料を添付のこと			
改修・資材導入費	改修・資材の内容、必要とする理由、金額等が判る資料を添付のこと			
研修指導費	研修指導の内容、金額等が判る資料を添付のこと			
研修指導旅費	1年目の補助金額は上限額の範囲内 2年目は対象外			
データ収集消耗品費	1年目の補助金額は上限額の範囲内 2年目は対象外			
合計額				

産地リスク分析実証取組実績報告書（令和 年度） 1 年目・2 年目

第 1 実証地区の概要

1 実証地区名（及び代表者名）

2 事業担当者

フリガナ			
氏 名			
所属先住所	〒		
TEL		FAX	
Eメール			

3 実証地区概要

栽培面積 ※実証地区の合計面積	a
実証地区全体の 年間販売額	万円

※構成経営体数の氏名、栽培品目、GAP認証の取得状況等が判る資料を添付すること

4 GAP 認証の取得状況 ※対象作物は、審査を受ける際に適用となる基準書で分類すること。また、取得するGAP認証は1種類に限る。

認証の名称	構成経営体数				対象作物（基準書） （該当するものに○）			具体的作物名 （例：トマト、水稻、茶）	内部 監査員 （検査員） 数
	うち 新規	うち 農福 連携	うち 県GAP	うち 個別	青果物	穀物	茶		
GLOBAL G. A. P.									
ASIAGAP									
JGAP									

※構成経営体数欄について
うち新規 → 構成経営体数に含まれる新規にGAPの団体認証を取得する経営体数を記載（新規取得の場合、構成経営体数と一致）
うち農福連携 → 構成経営体数に含まれる、農福連携に取り組む経営体数を記載（農福連携の取組内容が判る資料を添付すること）
うち県GAP → 構成経営体数に含まれる公募開始日までの過去1年間に公的機関等による都道府県GAPの確認を受けていた経営体数を記載
うち個別 → 構成経営体数に含まれるGAPの個別認証（GLOBAL G.A.P.、ASIAGAP又はJGAPに限る。）を取得中の経営体数を記載
※内部監査員（検査員）数欄には、応募の時点で実証地区に所属するGAP認証に対応した内部監査員（検査員）の人数を記載（有資格者であることが判る資料を添付すること）

第 2 事業の内容

1 事業実施による成果及び所感

2 実施スケジュール

年月日	内容	年月日	内容

3 事業費

（単位：円）

費目	実施計画に記載 した事業費	事業費	うち補助金額	備考（経費の内訳）
認証審査費用※				
認証審査旅費※				
環境整備・研修指導				
ICTシステム利用費				
分析・調査 （残留農薬、土壌、水質）				
改修・資材導入費				
研修指導費				
研修指導旅費				
データ収集消耗品費				
合計額				

※【1年目の年度に限る。】認証審査の受審が2年目の年度に繰り延べとなった場合は、以下を合わせて記載すること

繰り延べ理由	受審時期予定 年 月	費目	事業費見込	うち補助金額
		認証審査費		
		認証審査旅費		

別添 1－4

実証地区が行う取組への支援に対する留意事項

別添 1－1 の 2（2）について、実証地区が行う取組への支援に対する留意事項（同 3（2）に基づく補助金の交付に係る支援対象、支援額の上限等）は次のとおりとする。

1 認証審査費用

（1）支援対象

支援対象は、農産物の G A P 認証の取得に必要な認証審査に要する費用とする。

なお、認証審査に要する費用には、審査の受審に付随する諸費用（登録費用、認証発行手数料、審査員旅費等）を含むものとする。

また、各年度において、年度末までに認証審査の受審及び認証審査に要する費用の支払いが完了したものについて、それぞれ支援の対象とする。

（2）支援額の上限

ア 1 年目の年度

上限は設けないものとする。

なお、別添 1－1 の 1（2）イに該当する構成経営体数が増加予定の実証地区（以下「経営体数増加地区」という。）の場合は、新たに増加する構成経営体数（「現に取得済の G A P 認証（支援対象とするものに限る。）に係る構成経営体数（以下「現状構成経営体数」という。）」と「増加後の構成経営体数」との差を言う。以下同じ。）相当分に限り上限を設けないものとする。この場合、現状構成経営体数相当分については、イの上限を適用するものとし、「支援額の上限」欄中「団体の構成員数の平方根＋2」とあるのは、「現状構成経営体数の平方根」と読み替えるものとする。

イ 2 年目の年度

（ア）上限は、審査員の現地審査に要する旅費を除き、G A P 認証の種類に応じ、下表のとおりとする。

G A P 認証の種類	支援額の上限
GLOBAL G. A. P.	200 千円 ×（団体の構成員数の平方根＋2）
ASIAGAP	60 千円 ×（団体の構成員数の平方根＋2）
JGAP	40 千円 ×（団体の構成員数の平方根＋2）

（注 1）上限額は税抜き額とする。

（注 2）団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。

（イ）認証審査に係る審査員の旅費については、実費の 1／2 を上限とする。

なお、審査費用に旅費が内包されている場合など、旅費の額が明らかとならない場合にあっては、旅費に係る支援は対象外とする。

ウ 特例

産地リスク分析実証プログラムにおいて 1 年目の年度に予定していた認証審査の受審が、審査機関の都合等、実証地区の責めに帰すことができない事情により 2 年目の年度に繰り延べになった場合にあっては、2 年目の年度の最初の認証審査の受審に限り 1 年目の年度の上限を適用できるものとする。この場合、実証地区は 1 年目の年度の取組実

績報告書において、当該時点における認証審査の受審時期及び認証審査に要する費用を明らかにするものとする。

(3) 費用等に関する留意事項

実証地区は、あらかじめGAP認証の審査を行う業者から見積書を取得し、取組に要する経費を明らかにしなければならない。この際、見積書には、現地審査に要する見込み日数及び審査員の現地審査に要する旅費（概算）を記載させるものとする。

2 認証取得に係る環境整備及び研修指導の受講

(1) 支援対象

支援対象は、次に掲げる取組に要する費用とする。

なお、支援は1年目の年度に限るものとする。

ア 残留農薬の分析

イ ICTを活用してGAP認証の取得に必要な作業工程管理を入力し、又は技術者等からのガイダンスを受信するシステム（以下「ICTシステム」という。）の導入。ただし、ICTシステム導入のための初期設定料（ICTシステム機器の購入・リース費用を除く。）及びICTシステム利用料に限る。

ウ 設備の改修資材の導入（農薬保管庫やトイレ等の施設整備を除く。取得単価が10万円未満のものに限る。）

エ GAP認証の取得に必要な研修指導の受講。ただし、研修指導の受講者の移動に要する旅費は対象外とする。

(2) 支援額の上限

ア 上限は、指導者による現地指導に要する旅費を除き、GAP認証の種類に応じ、下表のとおりとする。

なお、経営体数増加地区の場合は、「支援額の上限」欄中「団体の構成員数の平方根」とあるのは、「新たに増加する構成経営体数の平方根」と読み替えるものとする。

GAP認証の種類	支援額の上限
GLOBALG. A. P.	47.5 千円 × (団体の構成員数の平方根)
ASIAGAP	45 千円 × (団体の構成員数の平方根)
JGAP	45 千円 × (団体の構成員数の平方根)

(注1) 上限額は税抜額とする。

(注2) 団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。

イ 研修指導の受講のうち指導者による現地指導に要する旅費（以下「現地指導旅費」という。）については、研修指導（団体の構成員数の平方根）日分に要する旅費に限り、実費の1/4を上限とする。この場合の旅費とは、往復分の交通運賃及び宿泊を伴う場合には（団体の構成員数の平方根）泊分を上限とした実際に宿泊した泊数分の宿泊料とする。

なお、経営体数増加地区の場合は、「研修指導（団体の構成員数の平方根）」とあるのは「研修指導（新たに増加する構成経営体数の平方根）」と、「（団体の構成員数の平方根）泊分」とあるのは「（新たに増加する構成経営体数の平方根）泊分」とそれぞれ読み替えるものとする。

また、現地指導費用に旅費が内包されている場合等の現地指導旅費の額が明らかとな

らない場合にあつては、現地指導旅費に係る支援は対象外とする。

(3) 費用等に関する留意事項

ア 実証地区は、あらかじめ研修指導を行う業者から見積書を取得し、取組に要する経費を明らかにしなければならない。この際、見積書には、研修指導に要する見込み日数及び現地指導旅費（概算）を記載させるものとする。

イ 研修指導の受講のうち現地指導を行う指導者は、通算で5経営体以上に対しGAP認証の取得支援を行った実績を有する者に限るものとする。見積書の提出に当たっては、当該実績に係る情報を添付するものとする。

3 分析実証に係るデータの記録及びデータ等の提供

(1) 支援対象

支援対象は、分析実証に係るデータの記録及びデータ等の提供に必要な、消耗品（筆記用具、紙、USBメモリ等の少額な記録媒体に限る。）の購入に要する費用とする。

なお、消耗品の購入は取組に必要な最低限度の量に限るものとする。

(2) 支援額の上限

上限は各年度につき10千円（税抜き）とする。

別添 1－5（第 2 の 1 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和 3 年度持続的生産強化対策事業のうち G A P 拡大推進加速化事業（産地リスク対策実証）事業実施計画の（変更）承認申請について

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1（1）ア（第 6 の 1（1）ウ）の規定に基づき、関係資料を添えて（変更）承認申請する。

（注）関係資料として、別添 1－6（事業実施計画書）を添付すること。

持続的生産強化対策事業のうち

GAP拡大推進加速化事業（産地リスク対策実証） 事業実施計画書

事業実施年度 年度

事業実施主体名：

第 1 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者名

--

(注) 協議会形式で実施する場合は、構成員の組織等の名称も記載すること。

2 事業実施担当者

フリガナ 氏 名 所 属 部 署 職 名 所 属 先 住 所 T E L F A X メー ル ア ド レ ス	
--	--

3 事業会計担当者

フリガナ 氏 名 所 属 部 署 職 名 所 属 先 住 所 T E L F A X メー ル ア ド レ ス	
--	--

4 事業実施体制

--

(注) 連携・協力体制、役割分担、事業の進行管理等の体制の方針を記載すること。(フロー図を別添として添付しても可)

5 産地リスク等に関する知見・理解度

食品安全に関する リスク	(※農業における食品安全に関するリスクとして想定されるものを、過去の実例等も引用して具体的に記載すること。)	
労働安全に関する リスク	(※農業における労働安全に関するリスクとして想定されるものを、過去の実例等も引用して具体的に記載すること。)	
環境保全に関する リスク	(※農業における環境保全に関するリスクとして想定されるものを、過去の実例等も引用して具体的に記載すること。)	
令和2年度以降に おける国のGAP推進 方針	(※令和2年度以降における国のGAP推進方針について、令和元年度までの推進方針との違いに触れつつ具体的に記載すること。)	
GAP認証別の特徴	(※GAP認証別に、認証の概要、普及状況及び特徴を具体的に記載すること。)	
	GLOBALG.A.P.	
	ASIAGAP	
	JGAP	

第2 事業の実施スケジュール及び事業計画

1 実施スケジュール

事業の実施時期	取 組 の 内 容
(令和 年度) 月 月 月 月 月 月	

(注) 適宜、行を追加すること。

2 事業計画

(1) 検討会の開催

ア 主な検討内容

(※検討を予定している項目を具体的に記載すること。)

イ 検討会の構成

氏名	所属団体名	役職名	構成員とする理由

注1: 構成員とする理由の欄は、検討会メンバーに選定した理由及びその根拠(専門分野、経歴等)について具体的に記載すること。

2: 適宜、行を追加して記入すること。

ウ 検討会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	検討内容	備考
年 月				
年 月				
年 月				

注1: 参集範囲の欄は、検討会の構成員以外の者が参加する場合には、その者の所属機関名及び氏名も併せて記入すること。

2: 適宜、行を追加して記入すること。

(2) 実証地区の選定・採択

ア 実証地区の公募方法

公募方法（公募の手段、想定する周知先等）	アピールポイント

(注) アピールポイントには、同様の事業における過去の公募実績、周知する手段の有効性等のアピールできるポイントを記載すること。

イ 公募選考委員会の構成（外部有識者等により構成される公募選考委員会を開催する場合に限る。）

氏名	所属団体名	役職名	構成員とする理由

(注) 適宜、行を追加すること。

(3) 実証地区の進捗状況管理及び指導・助言

ア 実証地区の進捗状況の把握及び管理方法

--

イ 実証地区が行う取組の実施に必要な指導・助言を行う手段

指導・助言を行う手段	実証地区の取組精度を上げるための工夫(ある場合に限る)

ウ イにおいて、外部専門家に指導・助言を依頼する場合の当該外部専門家の情報(該当がある場合に限る。)

氏名	所属・役職	選定理由

(注)適宜、行を追加すること。

(4) 実証データの集約・分析及び事例集等の作成

ア 産地リスクの低減効果に関する分析評価の方法

--

イ 分析結果の取りまとめ方針及び資料の体裁

事例集	(※閲覧効果を上げるための工夫がある場合には、当該工夫の内容を合わせて記載すること。)
報告書	(※閲覧効果を上げるための工夫がある場合には、当該工夫の内容を合わせて記載すること。)

ウ 作成した資料の公表方法

公表方法	閲覧効果を高めるための工夫

(注)適宜、行を追加すること。

(5) 実証地区が行う取組に対する支援

(※支援に対し、事業実施主体として特筆すべき点があれば具体的に記載すること。)

第3 成果目標

目標年度	事業実施年度の3年後	成果目標の検証方法
(1)	公表した資料を掲載（転載先含む）したウェブサイトへのアクセス件数 件以上	
(2)	産地リスクの低減等を目的にGAP認証を継続する実証地区の割合 %以上)	

第4 事業実施経費

1 経費の配分及び負担区分

事業メニュー	補助率	事業費(円)	負担区分(円)		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
(1)検討会の開催	定額				
(2)実証地区の選定・採択	定額				
(3)実証地区の進捗状況管理及び指導・助言	定額				
(4)実証データの集約・分析及び事例集等の作成	定額				
(5)実証地区が行う取組に対する支援	定額				
合 計					

(注)「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2 予算額及び精算額

区 分	本年度予算額		本年度精算額		比 較 増 減			
		うち 国庫補助金		うち 国庫補助金	増		減	
					うち 国庫補助金			うち 国庫補助金
	円	円	円	円	円	円	円	円

(注)別紙の費目、細目ごとに経費を分類し記入すること。

3 事業内容別の内訳

事業内容		金額(円)		備考(経費の内訳及び経費の必要性)
		事業費	うち補助金申請額	
(1) 検討会の開催				
費目				
小計				
(2) 実証地区の選定・採択				
費目				
小計				

(3) 実証地区の進捗状況管理及び指導・助言

費目				
小 計				
(4) 実証データの集約・分析及び事例集等の作成				
費目				
小 計				

(5) 実証地区が行う取組に対する支援				
費目				
小 計				
合 計				

- (注) 1 経費の内訳には、事業費全体について、各費目の単価、回数等を記載すること。
2 小計欄には各取組事項に要する経費、合計欄には全取組事項に要する経費を記入すること。
3 金額は、第4の1及び2の金額と整合がとれているか必ず確認すること。
4 謝金、賃金等については、その単価等の設定根拠となる資料を添付すること。
5 事業の一部を委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)を添付すること。
6 その他生産局長が必要と認める資料を添付すること。

(参考)

専門用語の説明

用 語	説 明

別添 1－7（第 3 の 1 関係）

令和 3 年度持続的生産強化対策事業のうち G A P 拡大推進加速化事業（産地リスク対策実証）実施状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）第 7 の 1 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係資料として、別添 1－8（事業実施状況報告書）を添付すること。
2 成果目標の達成に向けた取組状況を添付すること。

持続的生産強化対策事業のうち

GAP拡大推進加速化事業（産地リスク対策実証） 事業実施状況報告書

事業実施年度 年度

事業実施主体名：

第 1 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者名

--

(注) 協議会形式で実施する場合は、構成員の組織等の名称も記載すること。

2 事業実施担当者

フリガナ 氏 名 所 属 部 署 職 名 所 属 先 住 所 T E L F A X メー ル ア ド レ ス	
--	--

3 事業会計担当者

フリガナ 氏 名 所 属 部 署 職 名 所 属 先 住 所 T E L F A X メー ル ア ド レ ス	
--	--

4 事業実施体制

--

(注) 連携・協力体制、役割分担、事業の進行管理等の体制の方針を記載すること。（フロー図を別添として添付しても可）

第2 事業の実施スケジュール及び事業計画

1 実施スケジュール

事業の実施時期	取 組 の 内 容
(令和 年度) 月 月 月 月 月 月	

(注) 適宜、行を追加すること。

2 事業実施状況

(1) 検討会の開催

ア 主な検討内容

(※検討した内容及びその結果を具体的に記載すること。)

イ 検討会の構成

氏名	所属団体名	役職名	構成員とする理由

注1：構成員とする理由の欄は、検討会メンバーに選定した理由及びその根拠(専門分野、経歴等)について具体的に記載すること。

2：適宜、行を追加して記入すること。

ウ 検討会の開催

開催時期	開催場所	参集範囲	検討内容	備考
年 月				
年 月				
年 月				

注1: 参集範囲の欄は、検討会の構成員以外の者が参加する場合には、その者の所属機関名及び氏名も併せて記入すること。

2: 検討会ごとの議事録を添付すること。

3: 適宜、行を追加して記入すること。

(2) 実証地区の選定・採択

ア 実証地区の公募方法

公募方法（公募の手段、具体的な周知先等）

イ 公募選考委員会の構成（外部有識者等により構成される公募選考委員会を開催した場合に限る。）

氏名	所属団体名	役職名	構成員とした理由

（注）適宜、行を追加すること。

(3) 実証地区の進捗状況管理及び指導・助言

ア 実証地区の進捗状況の把握及び管理方法

--

イ 実証地区が行う取組の実施に必要な指導・助言を行う手段

指導・助言を行う手段	実証地区の取組精度を上げるための工夫(した場合に限る)

ウ イにおいて、外部専門家に指導・助言を依頼する場合の当該外部専門家の情報(該当があった場合に限る。)

氏名	所属・役職	選定理由

(注) 適宜、行を追加すること。

(4) 実証データの集約・分析及び事例集等の作成

ア 産地リスクの低減効果に関する分析評価の方法

--

イ 分析結果の取りまとめ方針及び資料の体裁

事例集	(※閲覧効果を上げるための工夫をこらした場合には、当該工夫の内容を合わせて記載すること。)
報告書	(※閲覧効果を上げるための工夫をこらした場合には、当該工夫の内容を合わせて記載すること。)

ウ 作成した資料の公表方法

公表方法	閲覧効果を高めるための工夫

(注) 適宜、行を追加すること。

(5) 実証地区が行う取組に対する支援

(※支援に対し、事業実施主体として特筆すべき点があった場合には具体的に記載すること。)

第3 成果目標

目標年度	事業実施年度の3年後	直近のアクセス件数 (○年○月○日時点)	成果目標の検証方法
(1)	公表した資料を掲載(転載先含む)したウェブサイトへのアクセス件数 件以上	件	
(2)	産地リスクの低減等を目的にGAP認証を継続する実証地区の割合 %以上)	—	

第4 事業実施経費

1 経費の配分及び負担区分

事業メニュー	補助率	事業費(円)	負担区分(円)		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
(1)検討会の開催	定額				
(2)実証地区の選定・採択	定額				
(3)実証地区の進捗状況管理及び指導・助言	定額				
(4)実証データの集約・分析及び事例集等の作成	定額				
(5)実証地区が行う取組に対する支援	定額				
合 計					

(注)「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2 予算額及び精算額

区 分	本年度予算額		本年度精算額		比 較 増 減			
		うち 国庫補助金		うち 国庫補助金	増		減	
					うち 国庫補助金			うち 国庫補助金
	円	円	円	円	円	円	円	円

(注)別紙の費目、細目ごとに経費を分類し記入すること。

3 事業内容別の内訳

事業内容		金額(円)		備考(経費の内訳及び経費の必要性)
		事業費	うち補助金申請額	
(1) 検討会の開催				
費目				
小計				
(2) 実証地区の選定・採択				
費目				
小計				

(3) 実証地区の進捗状況管理及び指導・助言

費目				
小 計				
(4) 実証データの集約・分析及び事例集等の作成				
費目				
小 計				

(5) 実証地区が行う取組に対する支援				
費目				
小 計				
合 計				

- (注) 1 経費の内訳には、事業費全体について、各費目の単価、回数等を記載すること。
2 小計欄には各取組事項に要する経費、合計欄には全取組事項に要する経費を記入すること。
3 金額は、第4の1及び2の金額と整合がとれているか必ず確認すること。
4 謝金、賃金等については、その単価等の設定根拠となる資料を添付すること。
5 事業の一部を委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)を添付すること。
6 その他生産局長が必要と認める資料を添付すること。

(参考)

専門用語の説明

用 語	説 明

別添 1－9（第 3 の 2 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和 3 年度持続的生産強化対策事業のうち G A P 拡大推進加速化事業（産地リスク対策実証）の評価報告

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）第 8 の 1 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係資料として、別添 1－10（事業評価シート）を添付すること。
2 必要に応じて別添 1－8（事業実施状況報告書）を添付すること。

別添 1－10（第 3 の 2 関係）

G A P 拡大推進加速化事業（産地リスク対策実証）に関する事業評価シート

事業実施主体名	
事業の実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

1 事業の目的及び取組内容

--

2 成果目標の達成状況

成果目標	
成果目標の達成状況	
成果目標の達成状況 についての評価	
事業の実施による効 果についての評価	
事業計画の妥当性に についての評価	
事業執行の適正性に についての評価	

別添 2－1（第 2 の 1 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和 3 年度持続的生産強化対策事業のうち G A P 拡大推進加速化事業（国際水準
G A P ガイドライン普及促進）事業実施計画の（変更）承認申請について

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務
次官依命通知）第 6 の 1（1）ア（第 6 の 1（1）ウ）の規定に基づき、関係資料を添えて（変
更）承認申請する。

（注）関係資料として、別添 2－2（事業実施計画書）を添付すること。

持続的生産強化対策事業のうち

GAP拡大推進加速化事業（国際水準GAPガイドライン普及促進） 事業実施計画書

事業実施年度 年度

事業実施主体名：

第1 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者名

--

(注) 協議会形式で実施する場合は、構成員の組織等の名称も記載すること。

2 事業実施担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL FAX メールアドレス	
--	--

3 事業会計担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL FAX メールアドレス	
--	--

4 事業実施体制

--

(注) 連携・協力体制、役割分担、事業の進行管理等の体制の方針を記載すること。(フロー図を別添として添付しても可)

5 GAPに関連する研修会等の実績

--

(注) GAPに関連する研修会の開催実績その他取組実績があればその内容を記載すること。

第2 事業の実施方針及び事業計画

1 事業実施方針

--

2 事業の内容

【検討会の開催】 (検討会の開催方針、専門家の活用方法及び都道府県からのニーズの把握方法について整理すること。)
【研修会の開催】 (想定する研修内容、研修会開催方法及び効果的かつ効率的に開催するための工夫について整理すること。)
【効果検証の実施】 (想定する具体的な検証方法について整理すること。)

3 成果目標

--

4 検討会の構成員

氏名	所属団体名	役職名	本事業の検討を担える理由又は見識

(注) 適宜、行を追加すること。

5 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取 組 の 内 容
(年度) 月 月 月 月 月	

(注) 適宜、行を追加すること。

第3 事業実施経費

1 経費の配分及び負担区分

事業概要	補助率	事業費(円)	負担区分(円)		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
(1) 検討会の開催	定額				
(2) 研修会の開催	定額				
(3) 効果検証の実施	定額				
合 計					

(注) 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2 予算額及び精算額

区 分	本年度予算額		本年度精算額		比較増減			
		うち		うち	増	減		
		国庫補助金		国庫補助金	うち	うち	うち	うち
	円	円	円	円	円	円	円	円

(注) 別紙の費目、細目ごとに経費を分類し記入すること。

3 事業内容別の内訳

事業内容		金 額 (円)		備考（経費の内訳及び経費の必要性）
		事業費	うち補助金申請額	
(1) 検討会の開催				
費目				
小 計				
(2) 研修会の開催				
費目				
小 計				

(3) 効果検証の実施				
費目				
小 計				
合 計				

- (注) 1 内訳には、事業費全体について、各費目の単価、回数等を記載してください。
2 小計欄には各取組事項に要する経費、合計欄には全取組事項に要する経費を記入してください。
3 金額は、第3の1及び2の金額と整合がとれているか必ず確認してください。
4 謝金、賃金等については、その単価等の設定根拠となる資料を添付してください。
5 事業の一部を委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)を添付してください。
6 その他生産局長が必要と認める資料を添付してください。

(参考)
専門用語の説明

用 語	説 明

別添 2－3（第 3 の 1 関係）

令和 3 年度持続的生産強化対策事業のうち G A P 拡大推進加速化事業（国際水準
G A P ガイドライン普及促進）実施状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務
次官依命通知）第 7 の 1 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係資料として、別添 2－4（事業実施状況報告書）を添付すること。
2 成果目標の達成に向けた取組状況を添付すること。

持続的生産強化対策事業のうち

GAP拡大推進加速化事業（国際水準GAPガイドライン普及促進） 事業実施状況報告書

事業実施年度 年度

事業実施主体名：

第1 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者名

--

(注) 協議会形式で実施する場合は、構成員の組織等の名称も記載すること。

2 事業実施担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL FAX メールアドレス	
--	--

3 事業会計担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL FAX メールアドレス	
--	--

4 事業実施体制

--

(注) 連携・協力体制、役割分担、事業の進行管理等の体制の方針を記載すること。(フロー図を別添として添付しても可)

5 GAPに関連する研修会等の実績

--

(注) GAPに関連する研修会の開催実績その他取組実績があればその内容を記載すること。

第2 事業の実施方針及び事業計画

1 事業実施方針

--

2 事業の内容

【検討会の開催】 (検討会の開催方針、専門家の活用方法及び都道府県からのニーズの把握方法について整理すること。)
【研修会の開催】 (想定する研修内容、研修会開催方法及び効果的かつ効率的に開催するための工夫について整理すること。)
【効果検証の実施】 (想定する具体的な検証方法について整理すること。)

3 成果目標

--

4 検討会の構成員

氏名	所属団体名	役職名	本事業の検討を担える理由又は見識

(注) 適宜、行を追加すること。

5 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取 組 の 内 容
(年度) 月 月 月 月 月	

(注) 適宜、行を追加すること。

第3 事業実施経費

1 経費の配分及び負担区分

事業概要	補助率	事業費(円)	負担区分(円)		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
(1) 検討会の開催	定額				
(2) 研修会の開催	定額				
(3) 効果検証の実施	定額				
合 計					

(注) 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかなでない場合には「含税額」と記入すること。

2 予算額及び精算額

区 分	本年度予算額		本年度精算額		比較増減			
		うち		うち	増	減		
		国庫補助金		国庫補助金	うち	うち	うち	うち
	円	円	円	円	円	円	円	円

(注) 別紙の費目、細目ごとに経費を分類し記入すること。

3 事業内容別の内訳

事業内容		金 額 (円)		備考（経費の内訳及び経費の必要性）
		事業費	うち補助金申請額	
(1) 検討会の開催				
費目				
小 計				
(2) 研修会の開催				
費目				
小 計				

(3) 効果検証の実施				
費目				
小 計				
合 計				

- (注) 1 内訳には、事業費全体について、各費目の単価、回数等を記載してください。
2 小計欄には各取組事項に要する経費、合計欄には全取組事項に要する経費を記入してください。
3 金額は、第3の1及び2の金額と整合がとれているか必ず確認してください。
4 謝金、賃金等については、その単価等の設定根拠となる資料を添付してください。
5 事業の一部を委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)を添付してください。
6 その他生産局長が必要と認める資料を添付してください。

(参考)

専門用語の説明

用 語	説 明

別添 2－5（第 3 の 2 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和 3 年度持続的生産強化対策事業のうち G A P 拡大推進加速化事業（国際水準
G A P ガイドライン普及促進）の評価報告

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務
次官依命通知）第 8 の 1 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係資料として、別添 2－6（事業評価シート）を添付すること。
2 必要に応じて別添 2－4（事業実施状況報告書）を添付すること。

別添 2－6（第 3 の 2 関係）

G A P 拡大推進加速化事業（国際水準 G A P ガイドライン普及促進）に関する事業評価シート

事業実施主体名	
事業の実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

1 事業の目的及び取組内容

--

2 成果目標の達成状況

成果目標	
成果目標の達成状況	
成果目標の達成状況 についての評価	
事業の実施による効 果についての評価	
事業計画の妥当性 についての評価	
事業執行の適正性 についての評価	

別添 2－7（第 4 の 1 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

持続的生産強化対策事業のうち G A P 拡大推進加速化事業（国際水準 G A P ガイド
ライン普及促進）収益状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知があった持続的生産強化対
策事業のうち G A P 拡大推進加速化事業（国際水準 G A P ガイドライン普及促進）に関する令
和 年度の収益の状況について、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け
30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）別紙 9 のⅡの第 4 の 1 の規定に基づき、別添の
とおり報告します。

（別添）

- | | |
|----------------------------|---|
| 1 事業の内容 | |
| 2 補助事業に係る成果の企業化による収益の累計額 | 円 |
| 3 企業化に係る費用の総額 | 円 |
| 4 企業化利用割合 | % |
| 5 補助金の確定額 ○年○月○日付け○生産第○号確定 | 円 |
| 6 前年度までの収益納付額 | 円 |
| 7 本年度収益納付額 | 円 |

（算定根拠）

（注）収益計画書等を添付すること。

別添 3－1（第 2 の 1 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和 3 年度持続的生産強化対策事業のうち G A P 拡大推進加速化事業（日本発 G A P の国際化推進）事業実施計画の（変更）承認申請について

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1（1）ア（第 6 の 1（1）ウ）の規定に基づき、関係資料を添えて（変更）承認申請する。

（注）関係資料として、別添 3－2（事業実施計画書）を添付すること。

持続的生産強化対策事業のうち

GAP拡大推進加速化事業（日本発GAPの国際化推進） 事業実施計画書

事業実施年度 年度

事業実施主体名 : _____

第 1 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者名

--

(注) 協議会形式で実施する場合は、構成員の組織等の名称も記載すること。

2 事業実施担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL FAX メールアドレス	
--	--

3 事業会計担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL FAX メールアドレス	
--	--

4 事業実施体制

--

(注) 連携・協力体制、役割分担、事業の進行管理などの体制の方針を記載すること。(フロー図を別添として添付しても可)

5 GAPに関する理解度

GAP関係する国際的な動向	(※事業実施主体が把握している、GAPに関する国際的な動向を具体的に記載すること。)
国のGAP関連施策	(※事業実施主体が把握している、国のGAP関連施策と施策に基づいた取組の実施状況について具体的に記載すること。)
ASAIGAPの概要及びめぐる状況	(※ASIAGAPの概要(認証制度、認証取得状況等)及びASIAGAPをめぐる国内外の状況について具体的に記載すること。)

第2 事業の実施方針及び事業計画

1 事業実施方針

--

2 事業の内容

【検討会の開催】
【海外実需専門家の招聘】
(※招聘や研修等の手法について、具体的に記載すること。)
【ASIAGAP認証農産物に関する商談会等の開催】
(※特に商談会の手法について、具体的に記載すること。)

3 ASIAGAPの国際化推進に向けた検討事項

現状及び課題	(※ASIAGAPの国際化に関する現状及び課題について記載すること。)
利用拡大戦略	(※ASIAGAPのアジアにおける利用拡大の戦略方策について具体的に記載すること。)
輸出促進戦略	(※ASIAGAP認証農産物の輸出促進方策について具体的に記載すること。)
その他の検討事項	(※その他の検討事項があれば記載すること。)

4 成果目標

--

5 検討会の構成員

氏名	所属団体名	役職名	本事業の検討を担える理由、見識

(注) 適宜、行を追加すること。

6 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取 組 の 内 容
(令和 年度) 月 月 月 月 月	

(注) 適宜、行を追加すること。

第3 事業実施経費

1 経費の配分及び負担区分

事業概要	補助率	事業費(円)	負担区分(円)		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
(1) 検討会の開催	定額	円	円	円	
(2) 海外実需専門家の招聘	定額				
(3) ASIAGAP認証農産物に関する商談会等の開催	定額				
合 計					

(注) 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2 予算額及び精算額

区 分	本年度予算額		本年度精算額		比較増減			
		うち 国庫補助金		うち 国庫補助金	増	減		
	円	円	円	円	円	円	円	円

(注) 別紙の費目、細目ごとに経費を分類し記入すること。

3 事業内容別の内訳

事業内容		金額(円)		備考(経費の内訳及び経費の必要性)
		事業費	うち補助金申請額	
(1) 検討会の開催				
費目				
小計				
(2) 海外実需専門家の招聘				
費目				
小計				
(3) ASIAGAP認証農産物に関する商談会等の開催				
費目				
小計				
合計				

- (注) 1 内訳には、事業費全体について、各費目の単価や回数等を記載してください。
- 2 小計欄には各取組事項に要する経費、合計欄には全取組事項に要する経費を記入してください。
- 3 金額は、第3の1及び2の金額と整合がとれているか必ず確認してください。
- 4 謝金、賃金等については、その単価等の設定根拠となる資料を添付してください。
- 5 事業の一部を委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)を添付してください。
- 6 その他、生産局長が必要と認める資料を添付してください。

(参考)

専門用語の説明

用 語	説 明

別添 3－3（第 3 の 1 関係）

令和 3 年度持続的生産強化対策事業のうち G A P 拡大推進加速化事業（日本発 G A P の国際化推進）実施状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）第 7 の 1 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係資料として、別添 3－4（事業実施状況報告書）を添付すること。
2 成果目標の達成に向けた取組状況を添付すること。

持続的生産強化対策事業のうち

GAP拡大推進加速化事業（日本発GAPの国際化推進） 事業実施状況報告書

事業実施年度 年度

事業実施主体名：

第1 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者名

--

(注) 協議会形式で実施する場合は、構成員の組織等の名称も記載すること。

2 事業実施担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL FAX メールアドレス	
--	--

3 事業会計担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL FAX メールアドレス	
--	--

4 事業実施体制

--

(注) 連携・協力体制、役割分担、事業の進行管理などの体制の方針を記載すること。(フロー図を別添として添付しても可)

5 GAPに関する理解度

GAP関係する国際的な動向	(※事業実施主体が把握している、GAPに関係する国際的な動向を具体的に記載すること。)
国のGAP関連施策	(※事業実施主体が把握している、国のGAP関連施策と施策に基づいた取組の実施状況について具体的に記載すること。)
ASAIGAPの概要及びめぐる状況	(※ASIAGAPの概要(認証制度、認証取得状況等)及びASIAGAPをめぐる国内外の状況について具体的に記載すること。)

第2 事業の実施方針及び事業計画

1 事業実施方針

--

2 事業の内容

【検討会の開催】
【海外実需専門家の招聘】
(※招聘や研修等の手法について、具体的に記載すること。)
【ASIAGAP認証農産物に関する商談会等の開催】
(※特に商談会の手法について、具体的に記載すること。)

3 ASIAGAPの国際化推進に向けた検討事項

現状及び課題	(※ASIAGAPの国際化に関する現状及び課題について記載すること。)
利用拡大戦略	(※ASIAGAPのアジアにおける利用拡大の戦略方策について具体的に記載すること。)
輸出促進戦略	(※ASIAGAP認証農産物の輸出促進方策について具体的に記載すること。)
その他の検討事項	(※その他の検討事項があれば記載すること。)

4 成果目標

--

5 検討会の構成員

氏名	所属団体名	役職名	本事業の検討を担える理由、見識

(注) 適宜、行を追加すること。

6 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取 組 の 内 容
(令和 年度) 月 月 月 月 月	

(注) 適宜、行を追加すること。

第3 事業実施経費

1 経費の配分及び負担区分

事業概要	補助率	事業費(円)	負担区分(円)		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
(1) 検討会の開催	定額	円	円	円	
(2) 海外実需専門家の招聘	定額				
(3) ASIAGAP認証農産物に関する商談会等の開催	定額				
合 計					

(注) 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2 予算額及び精算額

区 分	本年度予算額		本年度精算額		比較増減			
	円	うち 国庫補助金	円	うち 国庫補助金	増		減	
		円		円	円	うち 国庫補助金 円	円	うち 国庫補助金 円

(注) 別紙の費目、細目ごとに経費を分類し記入すること。

3 事業内容別の内訳

事業内容		金額(円)		備考(経費の内訳及び経費の必要性)
		事業費	うち補助金申請額	
(1) 検討会の開催				
費目				
小計				
(2) 海外実需専門家の招聘				
費目				
小計				
(3) ASIAGAP認証農産物に関する商談会等の開催				
費目				
小計				
合計				

- (注) 1 内訳には、事業費全体について、各費目の単価や回数等を記載してください。
- 2 小計欄には各取組事項に要する経費、合計欄には全取組事項に要する経費を記入してください。
- 3 金額は、第3の1及び2の金額と整合がとれているか必ず確認してください。
- 4 謝金、賃金等については、その単価等の設定根拠となる資料を添付してください。
- 5 事業の一部を委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)を添付してください。
- 6 その他、生産局長が必要と認める資料を添付してください。

(参考)

専門用語の説明

用 語	説 明

別添 3－5（第 3 の 2 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和 3 年度持続的生産強化対策事業のうち G A P 拡大推進加速化事業（日本発 G A P の国際化推進）の評価報告

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）第 8 の 1 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係資料として、別添 3－6（事業評価シート）を添付すること。
2 必要に応じて別添 3－4（事業実施状況報告書）を添付すること。

別添 3－6（第 3 の 2 関係）

G A P 拡大推進加速化事業（日本発 G A P の国際化推進）に関する事業評価シート

事業実施主体名	
事業の実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

1 事業の目的及び取組内容

--

2 成果目標の達成状況

成果目標	
成果目標の達成状況	
成果目標の達成状況 についての評価	
事業の実施による効 果についての評価	
事業計画の妥当性 についての評価	
事業執行の適正性 についての評価	

別添 3－7（第 4 の 1 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

持続的生産強化対策事業のうち G A P 拡大推進加速化事業（日本発 G A P の国際化
推進）収益状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知があった持続的生産強化対
策事業のうち G A P 拡大推進加速化事業（日本発 G A P の国際化推進）に関する令和 年度の
収益の状況について、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第
2038 号農林水産事務次官依命通知）別紙 9 のⅢの第 4 の 1 の規定に基づき、別添のとおり報告
します。

（別添）

- | | |
|----------------------------|---|
| 1 事業の内容 | |
| 2 補助事業に係る成果の企業化による収益の累計額 | 円 |
| 3 企業化に係る費用の総額 | 円 |
| 4 企業化利用割合 | % |
| 5 補助金の確定額 ○年○月○日付け○生産第○号確定 | 円 |
| 6 前年度までの収益納付額 | 円 |
| 7 本年度収益納付額 | 円 |

（算定根拠）

（注）収益計画書等を添付すること。

別添４－１（第２の１関係）

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和３年度持続的生産強化対策事業のうちＧＡＰ拡大推進加速化事業（ＧＡＰ認証審査オンライン化推進）事業実施計画の（変更）承認申請について

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成３１年４月１日付け３０生産第２０３８号農林水産事務次官依命通知）第６の１（１）ア（第６の１（１）ウ）の規定に基づき、関係資料を添えて（変更）承認申請する。

（注）関係資料として、別添４－２（事業実施計画書）を添付すること。

持続的生産強化対策事業のうち

GAP拡大推進加速化事業（GAP認証審査オンライン化推進） 事業実施計画書

事業実施年度 年度

事業実施主体名：

第1 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者名

--

(注) 協議会形式で実施する場合は、構成員の組織等の名称も記載すること。

2 事業実施担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL FAX メールアドレス	
--	--

3 事業会計担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL FAX メールアドレス	
--	--

4 事業実施体制

--

(注) 連携・協力体制、役割分担、事業の進行管理などの体制の方針を記載すること。(フロー図を別添として添付しても可)

第2 事業の実施方針及び事業計画

1 事業実施方針

--

2 事業の内容

【検討会の開催】 (検討会の開催方針・内容、委員の活用方法等を整理すること。)
【オンラインでの認証審査手法確立及び普及の実施】 (想定する取組の概要を整理すること。)
【報告会の開催】 (想定する内容、開催方法及び効果的かつ効率的に開催するための工夫を整理すること。)

3 GAP認証審査オンライン化推進に向けた検討事項

オンライン認証 審査の現状	(※オンラインでのGAP認証審査に関する現状について記載すること。)
審査体制における オンライン認証 審査の課題	(※審査体制におけるオンラインでのGAP認証審査に関する課題について記載すること。)
受審体制における オンライン認証 審査の課題	(※受審体制におけるオンラインでのGAP認証審査に関する課題について記載すること。)
その他の検討事項	(※その他の検討事項があれば記載すること。)

4 成果目標

--

5 検討会の構成員

氏名	所属団体名	役職名	本事業の検討を担える理由、見識

(注) 適宜、行を追加すること。

6 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取 組 の 内 容
(令和 年度) 月 月 月 月 月	

(注) 適宜、行を追加すること。

第3 事業実施経費

1 経費の配分及び負担区分

事業概要	補助率	事業費(円)	負担区分(円)		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
(1) 検討会の開催	定額				
(2) オンラインでの認証審査手法確立及び普及の実施	定額				
(3) 報告会の開催	定額				
	定額				
合 計					

(注) 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2 予算額及び精算額

区 分	本年度予算額		本年度精算額		比較増減			
		うち 国庫補助金		うち 国庫補助金	増	減	増	減
	円	円	円	円	円	円	円	円

(注) 別紙の費目、細目ごとに経費を分類し記入すること。

3 事業内容別の内訳

事業内容		金額(円)		備考(経費の内訳及び経費の必要性)
		事業費	うち補助金申請額	
(1) 検討会の開催				
費目				
小計				
(2) オンラインでの認証審査手法確立及び普及の実施				
費目				
小計				
(3) 報告会の開催				
費目				
小計				

費目				
小 計				
合 計				

- (注) 1 内訳には、事業費全体について、各費目の単価や回数等を記載してください。
2 小計欄には各取組事項に要する経費、合計欄には全取組事項に要する経費を記入してください。
3 金額は、第3の1及び2の金額と整合がとれているか必ず確認してください。
4 謝金、賃金等については、その単価等の設定根拠となる資料を添付してください。
5 事業の一部を委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）を添付してください。
6 その他、生産局長が必要と認める資料を添付してください。

(参考)

専門用語の説明

用 語	説 明

別添４－３（第３の１関係）

令和３年度持続的生産強化対策事業のうちＧＡＰ拡大推進加速化事業（ＧＡＰ認証審査オンライン化推進）実施状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成３１年４月１日付け３０生産第２０３８号農林水産事務次官依命通知）第７の１の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注）１ 関係資料として、別添４－４（事業実施状況報告書）を添付すること。
２ 成果目標の達成に向けた取組状況を添付すること。

持続的生産強化対策事業のうち

GAP拡大推進加速化事業（GAP認証審査オンライン化推進） 事業実施状況報告書

事業実施年度 年度

事業実施主体名：

第1 事業実施主体

1 事業実施主体名及び代表者名

--

(注) 協議会形式で実施する場合は、構成員の組織等の名称も記載すること。

2 事業実施担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL FAX メールアドレス	
--	--

3 事業会計担当者

フリガナ 氏名 所属部署 職名 所属先住所 TEL FAX メールアドレス	
--	--

4 事業実施体制

--

(注) 連携・協力体制、役割分担、事業の進行管理などの体制の方針を記載すること。(フロー図を別添として添付しても可)

第2 事業の実施方針及び事業計画

1 事業実施方針

--

2 事業の内容

【検討会の開催】 (検討会の開催方針・内容、委員の活用方法等を整理すること。)
【オンラインでの認証審査手法確立及び普及の実施】 (想定する取組の概要を整理すること。)
【報告会の開催】 (想定する内容、開催方法及び効果的かつ効率的に開催するための工夫を整理すること。)

3 GAP認証審査オンライン化推進に向けた検討事項

オンライン認証 審査の現状	(※オンラインでのGAP認証審査に関する現状について記載すること。)
審査体制における オンライン認証 審査の課題	(※審査体制におけるオンラインでのGAP認証審査に関する課題について記載すること。)
受審体制における オンライン認証 審査の課題	(※受審体制におけるオンラインでのGAP認証審査に関する課題について記載すること。)
その他の検討事項	(※その他の検討事項があれば記載すること。)

4 成果目標

--

5 検討会の構成員

氏名	所属団体名	役職名	本事業の検討を担える理由、見識

(注) 適宜、行を追加すること。

6 事業全体の実施スケジュール

事業の実施時期	取 組 の 内 容
(令和 年度) 月 月 月 月 月	

(注) 適宜、行を追加すること。

第3 事業実施経費

1 経費の配分及び負担区分

事業概要	補助率	事業費(円)	負担区分(円)		備考
			国庫補助金	事業実施主体	
(1) 検討会の開催	定額				
(2) オンラインでの認証審査手法確立及び普及の実施	定額				
(3) 報告会の開催	定額				
	定額				
合 計					

(注) 「備考」の欄には、仕入れに係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇〇円うち国費〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

2 予算額及び精算額

区 分	本年度予算額		本年度精算額		比較増減			
		うち 国庫補助金		うち 国庫補助金	増	減	増	減
	円	円	円	円	円	円	円	円

(注) 別紙の費目、細目ごとに経費を分類し記入すること。

3 事業内容別の内訳

事業内容		金額(円)		備考(経費の内訳及び経費の必要性)
		事業費	うち補助金申請額	
(1) 検討会の開催				
費目				
小計				
(2) オンラインでの認証審査手法確立及び普及の実施				
費目				
小計				
(3) 報告会の開催				
費目				
小計				

費目				
小 計				
合 計				

- (注) 1 内訳には、事業費全体について、各費目の単価や回数等を記載してください。
2 小計欄には各取組事項に要する経費、合計欄には全取組事項に要する経費を記入してください。
3 金額は、第3の1及び2の金額と整合がとれているか必ず確認してください。
4 謝金、賃金等については、その単価等の設定根拠となる資料を添付してください。
5 事業の一部を委託する場合は、その委託契約書(案)(又は写し)を添付してください。
6 その他、生産局長が必要と認める資料を添付してください。

(参考)

専門用語の説明

用 語	説 明

別添 4－5（第 3 の 2 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和 3 年度持続的生産強化対策事業のうち G A P 拡大推進加速化事業（G A P 認証審査オンライン化推進）の評価報告

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）第 8 の 1 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- （注） 1 関係資料として、別添 4－6（事業評価シート）を添付すること。
2 必要に応じて別添 4－4（事業実施状況報告書）を添付すること。

別添 4－6（第 3 の 2 関係）

G A P 拡大推進加速化事業（G A P 認証審査オンライン化推進）に関する事業評価シート

事業実施主体名	
事業の実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

1 事業の目的及び取組内容

--

2 成果目標の達成状況

成果目標	
成果目標の達成状況	
成果目標の達成状況 についての評価	
事業の実施による効 果についての評価	
事業計画の妥当性 についての評価	
事業執行の適正性 についての評価	

別添 4－7（第 4 の 1 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

持続的生産強化対策事業のうち G A P 拡大推進加速化事業（G A P 認証審査オンライン化推進）収益状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知があった持続的生産強化対策事業のうち G A P 拡大推進加速化事業（G A P 認証審査オンライン化推進）に関する令和 年度の収益の状況について、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）別紙 9 のⅣの第 4 の 1 の規定に基づき、別添のとおり報告します。

（別添）

- | | |
|----------------------------|---|
| 1 事業の内容 | |
| 2 補助事業に係る成果の企業化による収益の累計額 | 円 |
| 3 企業化に係る費用の総額 | 円 |
| 4 企業化利用割合 | % |
| 5 補助金の確定額 ○年○月○日付け○生産第○号確定 | 円 |
| 6 前年度までの収益納付額 | 円 |
| 7 本年度収益納付額 | 円 |

（算定根拠）

（注）収益計画書等を添付すること。

GAP拡大推進加速化（畜産GAP拡大推進加速化）の実施に当たってのガイドライン

事業実施主体は、本事業を実施する場合には、以下のガイドラインによるものとする。

1 総則

（１）本事業の補助対象経費は、本要綱別表 1 の 9（２）の補助対象経費の範囲のうち、本事業に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

（２）申請できない経費

事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は申請できないものとする。

ア 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費

イ 事業支援者等に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当。）

ウ 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

エ 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費

オ その他当該事業の実施に直接関連のない経費

カ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

キ 支払いが翌年度となる経費（賃金など前月分の実績を元に、支払いが翌月に発生する経費を除く。）

（３）国の他の補助事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組については、本事業の補助の対象外とする。

2 畜産GAP認証審査支援（別紙 9 の V の第 1 の 1（１））

（１）日本畜産版GAP審査体制の充実のための研修会に係る支援対象者の要件

本事業の完了後 1 年以内に、日本版畜産GAP認証の審査を行う団体、法人等との間で契約を結ぶ等して、日本版畜産GAP認証の審査活動に従事する意欲がある者とする。

（２）日本版畜産GAP審査機関の増設に係る支援対象者の要件

本事業の実施期間中に日本版畜産GAP認証機関として認定取得の準備を進めることが確実である機関とする。

別添 5－2（第 2 の 1 関係）

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和 3 年度持続的生産強化対策事業のうち畜産 G A P 拡大推進加速化実施計画の
（変更）承認申請について

令和〇〇年度において、持続的生産強化対策事業のうち畜産 G A P 拡大推進加速化（〇〇〇〇）を実施したいので、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1（1）ア（第 6 の 1（1）ウ）に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

- 1 関係書類として別添 5－3（事業実施計画）を添付すること。
- 2 （〇〇〇〇）には、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）別表 1 の 9（2）のいずれかの事業名を記入すること。

別添 5－3（事業実施計画）（第 2 の 1 関係）

第 1 畜産 G A P 拡大推進加速化
1 総括表

事業名	事業内容		事業 量	単価	事業 費	負担区分		事業の委託	備考
	活動等	対象 (者、地 域等)				国庫補 助金	事業実 施主体		
ア 畜 産 G A P 認 証 審 査 支 援 イ 畜 産 G A P 認 証 拡 大 支 援 ウ 持 続 可 能 性 配 慮 型 飼 養 管 理 推 進				円	千円	千円	千円	(1) 委 託 先 (2) 委 託 す る 事 業 の 内 容 及 び そ れ に 要 す る 経 費	
合計									

2 事業の目的

第2 事業の内容

ア 畜産GAP認証審査支援

a 日本版畜産GAP審査員育成の研修会の開催

研修会名	開催時期及び場所	参加者数	備考

b 日本版畜産GAP審査機関の増設

検討会・研修会名	開催時期及び場所	参加者数	備考

審査機関受審の申請予定時期：令和 年 月、審査機関登録見込み時期：令和 年 月

c 審査員育成のための生産現場研修会の開催

研修会名	開催時期及び場所	参加者数	備考

d 生産者向け自己点検システム維持・改修

機器名	対象数	内容	備考

イ 畜産GAP認証拡大支援

a 他の認証スキームとの差分審査の検討

内容	備考

b 日本版畜産GAPの国際規格化に向けた情報収集、PR等

内容	備考

ウ 持続可能性配慮型飼養管理推進

a 持続可能性配慮型飼養管理推進等

(i) 国内の飼養管理、流通等の実態調査

調査場所	調査時期	調査員数	調査内容	備考

(ii) 諸外国におけるアニマルウェルフェアに関する実態調査

調査場所	調査時期	調査員数	調査内容	備考

(iii) 飼養管理指針の検討

検討会名	開催時期及び場所	参加者数及び参集範囲	内容	備考

(iv) 事業成果報告書の作成

部数	配布先	備考

b 持続可能性配慮型飼養管理普及等

(i) 研修会等の開催

研修会名	開催時期及び場所	参加者数及び参集範囲	内容	備考

(ii) パンフレット等の配布

部数	配布先	備考

(iii) 飼養管理の指導

実施時期及び場所	内容	備考

第3 成果目標

--

別添 5－4（第 3 の 1 関係）

令和 3 年度持続的生産強化対策事業のうち畜産 G A P 拡大推進加速化実施状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）第 7 の 1 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（事業実施計画に準じて作成する。）

別添 5－5（第 3 の 2（1）関係）

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和 3 年度持続的生産強化対策事業のうち畜産 G A P 拡大推進加速化（〇〇〇〇）
の評価報告

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務
次官依命通知）第 8 の 1 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

- 1 （〇〇〇〇）には、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30
生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）別表 1 の 9（2）のいずれかの事業名を
記入すること。
- 2 成果目標の具体的な内容、その達成状況等についての資料及び別添 5－6（事業評
価シート）を添付すること。

別添 5－6（第 3 の 2（1）関係）

畜産GAP拡大推進加速化（〇〇〇〇）に関する事業評価シート

事業実施主体名	
事業の実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

1 事業の目的及び取組内容

--

2 成果目標の達成状況

成果目標	
成果目標の達成状況	
成果目標の達成状況 についての評価	
事業の実施による効 果についての評価	
事業計画の妥当性に ついての評価	
事業執行の適正性に ついての評価	

別添５－７（第３の２（２）関係）

令和３年度持続的生産強化対策事業のうち
畜産GAP拡大推進加速化（〇〇〇〇）に関する事業評価票

事業実施主体名	
事業の概要	
成果目標の 具体的内容	
成果目標の 達成状況	
総合評価	A　：　計画以上の成果が見られる B　：　計画どおりの成果が見られる C　：　計画どおりの成果が見られない
総合所見	

別添 5－8（第 4 の 1 関係）

令和 3 年度持続的生産強化対策事業のうち畜産 G A P 拡大推進加速化（〇〇〇〇）
収益状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和〇年〇月〇日付け〇生畜第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった令和 3 年度持続的生産強化対策事業のうち畜産 G A P 拡大推進加速化収益状況について、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）別紙 9 の V の第 4 の 1 の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（別添）

- | | |
|---------------------------------|---|
| 1 事業の内容 | |
| 2 補助事業に係る成果の企業化による収益の累計額 | 円 |
| 3 企業化に係る費用の総額 | 円 |
| 4 企業化利用割合 | % |
| 5 補助金の確定額 〇年〇月〇日付け〇生畜第〇号確定 | 円 |
| 6 前年度までの収益納付額 | 円 |
| 7 本年度収益納付額 | 円 |

（算定根拠）

（注）収益計画書等を添付すること。

別添 6－1 本交付金の目的、目標値、事業メニュー及びその内容、目標値設定に当たっての根拠及び留意事項並びに交付率

目 的	目 標 値	事業メニュー及びその内容	目標値設定に当たっての根拠及び留意事項	交付率
1 G A P 指 導 活 動 の 推 進	G A P 指 導 農 業 者 数	G A P 指 導 活 動 の 推 進 G A P 指 導 員 等 が、 農 業 者 等 に 対 し て 行 う 指 導 活 動 を 支 援 す る。	<根拠となるデータ等> 当該事業実施主体が定めるG A Pの指導体制に位置付けられる者（以下「G A P指導員等」という。）のリスト及び地区別の指導見込農業者数を記載したリストを提出するものとする。 <目標値設定に当たっての留意事項> ア G A P指導農業者とは、G A P指導員等から、現地指導を含む複数回の国際水準G A Pの実施に関する指導を受け、G A Pの取組を始めた又は取組を改善した者をいう。なお、達成数のカウントに当たり、当該G A P指導を受けた農業者のG A P認証取得の有無は問わない。 イ アの指導に当たっては、G A P指導員等は指導の記録を残すものとし、事業実施主体の求めに応じ、当該記録を開示できるようにしておくこととする。	事業費の定額 （10／10以内） とする
2 G A P 認 証 の 取 得 等 支 援	G A P 認 証 の 取 得 等 経 営 体 数	人材育成のための農業教育機関の 認証取得等の支援 農業教育機関が、人材育成を目的にG A P認証を取得等するに当たって必要な、認証審査に要する費用を助成する。	<根拠となるデータ等> 事業実施年度中に、本事業を活用し、G A P認証の取得等が見込まれる農業教育機関について、事業実施主体がリストにまとめ、提出するものとする。 <目標値設定に当たっての留意事項> 取得等経営体数は、農業教育機関数を実数でカウントするものとし、事業実施年度中にG A P認証の審査を受審した者に限るものとする。	事業費の定額 （10／10以内） とする

別添 6－2

GAP 拡大推進加速化（国際水準 GAP 普及推進交付金）の実施に 当たってのガイドライン

事業実施主体は、目標値の達成のために、本交付金を活用した事業メニューを実施する場合には、本ガイドラインによるものとする。

1 GAP 指導活動の推進に係る取組

（１）事業の目的

事業実施主体において、GAP 指導員等による指導活動を推進し、いつでも認証取得が可能な水準となるよう農業者による国際水準 GAP の実施の定着を図るものとする。

（２）事業の内容

ア GAP 指導員等による GAP 指導活動の取組に対する支援

事業実施主体が構築した GAP 指導体制の下に、GAP 指導員等が農業者等に対して行う指導活動を支援する。

イ GAP 理解度測定の実施

より効率的な指導方法を確立するため、事業実施主体の主導の下、GAP 指導前後における農業者の GAP に関する理解度の測定を、6 経営体以上を対象（以下「理解度測定対象農業者」という。）に、次に掲げる手順により行うものとし、詳細は別添 6－3 に定めるとおりとする。

（ア）指導方法コースの選択

（イ）指導計画の策定

（ウ）指導開始前の段階における GAP 理解度測定の実施

（エ）理解度測定対象農業者への指導の実施

（オ）指導終了後の段階における GAP 理解度測定の実施

（カ）GAP 理解度測定結果の比較による理解度の確認

（３）事業の対象者の要件

本事業による活動費用等の支援対象者は、次に掲げる者のうち事業実施主体の GAP 指導体制計画に位置付けられる者（GAP 指導員等）及び指導活動のため一時的に招聘・派遣する外部専門家とする。

なお、（ウ）に掲げる者については、自らが所属する機関・組織等に対する指導活動は補助の対象外とする。

（ア）普及指導員等の都道府県職員

（イ）営農指導員等の農業協同組合職員

（ウ）農業教育機関の教員

（エ）市町村職員

（オ）農業者の中で指導的立場の者

（カ）その他事業実施主体が指導体制に位置付けることが適当であるとする者

（４）留意事項

事業メニューの支援内容は、取組事項別に次に掲げる内容を参考に策定するものとする。

取組事項	費目別の内容例示	備考
1 G A P 指導員等による指導活動 2 G A P 指導体制検討会の開催 3 G A P 指導情報端末の導入 4 国際水準 G A P ガイドライン研修等の受講 5 その他農業者の G A P の実施に関する指導に高い効果が期待される取組	1 謝金 研修会等の講師謝金等 2 調査等旅費 都道府県職員の農業者指導、国際水準 G A P ガイドライン研修等の受講に係る旅費等 3 委員旅費 関係機関・団体職員等の検討会の出席、農業者指導、外部専門家派遣、国際水準 G A P ガイドライン研修等の受講に係る旅費等 4 研修受講費 団体認証取得を目指す農業者及び団体事務局職員を対象とした内部監査員研修の受講料、テキスト購入料等 5 印刷製本費 農業者指導に係る資料作成費等 6 通信・運搬費 指導に必要な I C T 端末の通信料（本事業によりリース導入した端末に係る分に限る。通信料には、基本使用料やインターネット接続サービス料等の毎月の固定費用を含む。）や、研修会等資料の発送費等 7 会場借料 農業者指導に必要な会場借料等 8 消耗品費 農業者指導に必要な消耗品等 9 借上費 指導に必要な I C T 端末のリース料、システム利用料、初期設定費用等（端末の購入費用を除く。） 10 資料購入費 指導参考図書の購入等 11 情報発信費	・指導活動とは、農業者に対する国際水準 G A P の実施に関する指導（G A P 認証取得の有無は問わない。）をいう。 ・指導体制検討会とは、都道府県の指導方針等を検討するための会議をいう。 ・国際水準 G A P ガイドライン研修とは、国際水準 G A P ガイドラインに係る内容の習熟・補完を目的に受講する研修をいう。

	研修会等のPR資材、広告等 12 燃料費 GAP指導員等による現地指導等のため、自動車で移動する場合のガソリン代（調査等旅費又は委員旅費に該当する場合を除く。） 13 備品費 GAPの指導活動に直接必要な備品等（リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。）	
--	---	--

※ 費目別の内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を補助対象経費の範囲内で本交付金の対象とできる。ただし、取組事項5については、事業実施主体において、高い効果が期待されると判断した理由を整理しておくこと。

2 人材育成のための農業教育機関における認証取得等の支援に係る取組

(1) 事業の目的

次世代の農林水産業を担う農業教育機関の生徒が、GAP認証の取得等を通じ、第三者である審査機関による審査を受けつつGAPを学び自ら実践することは、農業生産技術の習得に加えて、経営感覚を兼ね備えた人材として必要な資質・能力の育成に資するものであり、こうした人材が就農することで、国際水準GAPを実施する産地の拡大につながることから、事業実施主体において、農業教育機関を対象に、GAP認証の取得等の支援（事業実施主体が(2)に掲げる事業内容を自ら行う場合に要する経費の支出を含む。以下同じ。）を行う。

(2) 事業内容

農業教育機関が新規にGAP認証を取得又は既存のGAP認証を維持・更新するに当たって必要となる認証審査の受審の取組に要する費用を支援する。

なお、農業教育機関は、地域への波及の観点から当該審査の受審を公開するとともに、GAP認証審査員への対応は生徒を主体とするよう努めるものとする。

(3) 農業教育機関の定義

本事業における農業教育機関とは、高等学校、大学その他学校法人、農業者研修教育施設等のうち、現に授業カリキュラムにGAPの実施に関する教育を位置付けている又は位置付けることとしている機関を言う。

(4) GAP認証の維持・更新に係る認証審査を支援対象とする場合の要件

既存のGAP認証の維持・更新に係る認証審査は、農業教育機関の体制に応じて、次に掲げる要件を満たした場合に限り、支援対象にできるものとする。

ア 修学期間が2年以上又は2学年以上の農業教育機関の場合

認証審査に対応する生徒について、前回の認証審査で対応した生徒の数を修学期間の年単位（月は切り捨て。学年制の場合は、学年数）で除した人数以上が入れ替わっていること。

イ 修学期間が2年未満でかつ学年制ではない農業教育機関の場合

認証審査に対応する生徒について、前回の認証審査で対応した生徒の半数以上の人数が入替わっていること。

ウ ア又はイの要件の適用が困難な事情がある農業教育機関の場合

あらかじめ事業実施主体からア又はイに準ずる内容の要件（当該農業教育機関が申請時点で満たしているものに限る。）について申請があり、地方農政局長がこれを承認していること。

(5) 留意事項

農業教育機関の支援に当たっては、次のことに留意するものとする。

ア 支援対象とするGAP認証の種類及びカテゴリーは、農業教育機関ごとに、人材育成にあたり取得等が必要と判断したものにとり選定するものとする。

なお、人材育成にあたり特に必要と判断した場合にあっては、農業教育機関1校に対し、複数種類のGAP認証及びカテゴリーに係る取得等を支援することを妨げないものとする。

また、団体認証を取得した団体（以下「認証団体」という。）の構成員である農業教育機関のGAP認証の取得等を支援する場合にあっては、事業実施年度にお

ける認証団体の認証審査に要した費用の総額（以下「団体認証審査費用総額」という。）のうち農業教育機関の認証取得等に要した費用相当分（以下「農業教育機関費用相当分」という。）に限って支援対象とすることができるものとする。

イ 農業教育機関は、取組の実施に当たって、あらかじめ見積書を取得するものとする。

ウ 支援内容は、次に掲げる内容を参考に策定するものとする。

取組事項	費目別の内容例示	備考
認証審査	（事業実施主体の取組） 農業教育機関の認証取得支援事務を行うに当たって必要な以下の経費 ・ 謝金 審査会の委員謝金等 ・ 調査等旅費 都道府県職員の事業周知に係る旅費等 ・ 委員旅費 審査会委員の旅費等 ・ 印刷製本費 審査会の資料作成等 ・ 通信・運搬費 審査会資料の発送費等 ・ 会場借料 審査会の会場借料等 ・ 消耗品費 支援事務に使用する消耗品等 ・ 情報発信費 認証取得支援のPR資材、広告等 （農業教育機関の取組） ・ 認証取得推進費 認証審査に要する費用（エに掲げる留意事項による。）	・ 認証審査にあつては、原則として、事業実施主体の指導体制に位置付けられた者が立ち会うこと。

※ 費目別の内容例示は一例であり、ここに掲げるもののほか、取組事項を行うために必要な経費を補助対象経費の範囲内で本交付金の対象とできる。ただし、農業教育機関の取組については、認証審査に要する費用のみを対象とする。

エ 認証審査に要する費用の支援に関する留意事項は次に掲げるとおりとする。

（ア）認証審査に要する費用には、審査の受審に付随する諸費用（登録費用、認証発行手数料、審査員旅費等）を含むものとする。

（イ）審査を受審できる環境を整備するための費用、審査で是正措置の指摘があった場合に対応するための費用、外部専門家等による認証審査のための研修・指導費用、ICTシステム利用料、内部検査・内部監査に要する費用等の認証審査に付

随しない費用は、支援対象とはしない。

(ウ) 支援は、(エ)に掲げる場合を除き、相手方が発行した請求書等により金額が明確であるものに限り対象とし、当該資料を保管しておくこと。

ただし、請求書等によることができない真にやむを得ない理由がある場合において、後日、請求書等を入手できる確約がある場合に限り、請求書等以外の根拠により、支援することができる。この場合、当該やむを得ない理由を整理しておくとともに、請求書等を入手次第、支援額の突合を行い、過払いのあった場合には遅滞なく返納させるものとする。

(エ) アのまた書きにより、認証団体の構成員である農業教育機関を支援する場合には、団体認証審査費用総額を請求書等（審査機関が発行したものに限る。以下同じ。）により明らかにした上で、当該費用を構成経営体数で按分等の方法により、農業教育機関費用相当分の額を算定するものとする。

この場合、事業実施主体は、算定の内容を記録し、根拠となる資料とともに保管するものとする。

なお、団体認証費用総額に（イ）に掲げる費用が含まれている場合には、当該費用を除いた額をもって団体認証費用総額とするものとする。

また、次に該当する場合は、アのまた書きによる支援はできないものとする。

a 団体認証費用総額を請求書により明らかにできない場合

b 団体認証費用総額に（イ）に掲げる費用が含まれていないことを、請求書等により明らかにできない場合

c 団体認証費用総額に（イ）に掲げる費用が含まれている場合であって、内訳が不明等の理由により、当該費用を除くことができない場合

d その他の理由により、農業教育機関費用相当分の額を算定できない場合

オ 本交付金による支援と重複しない範囲で、農業教育機関のGAP認証取得等の取組を、事業実施主体の予算等により支援することを妨げないものとする。

別添 6－3 G A P 理解度測定の実施

別添 6－2 の 1（2）に掲げる G A P 理解度測定の手順の詳細は、以下のとおりとする。

1 指導方法コースの選定

指導方法コースは、次に掲げる内容の左欄に記載された指導方法について、①のほか、右欄に記載された組合せの中から 1 つ以上を選定するものとする。

指導方法	指導方法の組合せ (指導方法コース)
① G A P 指導員等による複数回の現地指導 G A P 指導員等が理解度測定対象農業者の圃場等を複数回訪問し、現地指導を行う。	a ② b ③ c ①+②
② G A P 指導員等による研修会 G A P 指導員等が講師を務める、理解度測定対象農業者を含む農業者等を対象にした G A P に関する研修会（G A P の取組方法に具体的に言及している等、G A P に特化したものに限る。）を行う。	b ①+④
③ 外部専門家による複数回の現地指導 外部専門家が理解度測定対象農業者の圃場等を複数回訪問し、現地指導を行う。	
④ 外部専門家による研修会 外部専門家が講師を務める、理解度測定対象農業者を含む農業者等を対象にした G A P に関する研修会（G A P の取組方法に具体的に言及している等、G A P に特化したものに限る。）を行う。	

2 指導計画の策定

1 で選定した指導方法コース（以下「選定コース」という。）を踏まえ、理解度測定対象農業者別の指導計画を策定する。

なお、指導計画の策定に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- （1）各理解度測定対象農業者に対し適用する選定コースは 1 種類とすること。
- （2）選定コースは、それぞれ 3 経営体以上を対象とすること。
- （3）事業実施年度中に完了する計画とすること。

3 指導開始前の段階における G A P 理解度測定の実施

理解度測定対象農業者を対象に、2 で作成した指導計画に基づく指導を開始する前に G A P 理解度測定のためのアンケート調査を実施する。

なお、調査の実施後は速やかに調査票を回収するとともに、解答の配付や解説などは一切行わないものとする。

4 理解度測定対象農業者への指導の実施

理解度測定対象農業者を対象に、指導計画に基づく指導を実施する。

なお、やむを得ない事情により、事業実施年度内に指導計画を完了できないことが明らかになった場合においては、事業実施年度内の最後に指導を実施した時点をもって、

指導計画に基づく指導は終了したとみなし、測定の対象外とする。

5 指導終了後の段階におけるGAP理解度測定の実施

理解度測定対象農業者を対象に、2で策定した指導計画に基づく指導の終了後に、改めてGAP理解度測定のためのアンケート調査を実施する。この時、アンケート調査の内容は、3で実施したアンケート調査と同じものとする。

6 GAP理解度測定結果の比較による理解度の確認

3で実施したアンケート調査結果と、5で実施したアンケート調査結果を比較し、理解度測定対象農業者ごとの理解度を確認する。

なお、確認結果については、事業実施年度中に実施した分を取りまとめの上、3及び5で実施したアンケート調査の結果を添えて、最も報告時期の近い本要綱別紙9のⅥの第3の1に掲げる事業実施状況の報告において合わせて報告するものとする。

別添 6－4（第 2 の 1 関係）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
（北海道農政事務所長）
（内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名

令和 3 年度国際水準 G A P 普及推進交付金事業実施計画（変更）承認申請
書

持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林
水産事務次官依命通知）第 6 の 1 （ 2 ）に基づき、関係書類を添えて（変更）申請す
る。

（注）関係書類として、事業実施計画（別添 6－5）を添付すること。

別添 6－5（第 2 の 1 関係）

令和 3 年度 国際水準 G A P 普及推進交付金事業実施計画

1 都道府県名

2 事業の目的

3 事業の実施体制

※体制図を添付すること。G A P 指導員の配置の考え方及び配置場所を明記すること。

4 成果目標の設定

目 的	目 標	目標値及び目標値設定の考え方
I G A P 指導活動 の推進	G A P 指導農業 者数	(目標値) -----
II G A P 認証の取 得等支援	G A P 認証の取 得等経営体数	(目標値) -----

※：目標値設定の考え方は、目標値を設定した根拠となる考え方を記載すること。

5 事業実施主体のGAP指導体制

※ 下表の上段（状況段）のA_(1又は2)とB_(1又は2)の組合せごとに該当する人数を、下段（組織段）の組織ごとに記載

		①	②	③	④	⑤	指導員数 ①+②+④	備考
状況	A ₁ : 過去に第1の1(3)に定義する研修を受講済み	○	○	○	-	-		※①～⑤ごとに組織段に人数を記載すること。
	A ₂ : 令和3年度内に第1の1(3)に定義する研修を受講する見込みの者(A ₁ を除く)	-	-	-	○	○		
	B ₁ : 既に指導実績が3件以上の者	○	-	-	-	-		
	B ₂ : 令和3年度内に指導実績が3件以上になる見込みの者(B ₁ を除く)	-	○	-	○	-		
組織								
合計		名	名	名	名	名	名	

注1 同一人物が複数の研修を受講する場合であっても1名とカウントする。

注2 実績報告時は、上段に（括弧）書きで計画時の内容を記載し、下段に実績値を記載すること

注3 実績報告時にあっては所属及び氏名等を記載したリストを添付すること

6 事業の実施方針及び取組概要

(1) G A P指導活動の推進

ア 指導活動の基本方針

イ 活動内容

取組内容	実施回数、参集範囲、参加人数等
・ ・	・ ・

注 検討会、講習会、研修会、個別指導、団体指導、指導端末の導入等の取組と、その詳細がわかる定量的な内容を記載すること。

ウ 地区別のG A P指導農業者数

地区名	指導員数（指導体制に位置付けられた者） （A）	G A P 指導農業者数 （B）	うち認定 農業者数	指導員1名あたりの指導農業者数 （B／A）
・ ・ ・				

注1 都道府県内の地区（普及センターの所管範囲、産地等）ごとにおける、指導員数、G A Pの指導を行う農業者数、指導員1名あたりの指導農業者数を記載すること。

注2 注1の「G A Pの指導」とは、農業者に対する現地指導を含む複数回の国際水準G A Pの実施に関する指導をいい、例えば、教育機関における就農前の生徒を対象にしたG A Pの指導などは注1の「G A Pの指導」には含まれず、当該指導を受けた者をG A P指導農業者数のカウントには含めないものとする。

注3 「うち認定農業者数」欄は、事業実施計画時においては見込み数を記載し、実績報告時にあつては事業実施主体の把握可能な範囲での実績値を記載すること。

(2) G A P 認証の取得等支援

ア 農業教育機関に対する G A P 認証の取得等支援の基本方針

イ 支援内容

区分	新規取得 ①	維持・更新 ②	①・②のうち、団体 認証の構成経営体分
GLOBALG. A. P.			
ASIAGAP			
JGAP			

注 事業実施計画時においては、表の内訳が判るリスト（支援予定の農業教育機関の名称、G A P 認証及びカテゴリー）を添付すること。

また、実績報告時にあつては認証を取得等した農業教育機関の名称、認証、カテゴリー（青果物・穀物・茶等）、作物名等を記載した一覧表を添付すること。

7 事業費

区分	取組内容			備考 (積算員数及びその根拠)
		金額	うち 交付金	
I G A P 指 導 活 動 の 推 進				
II G A P 認 証 の 取 得 等支援				
合計				

注1 「事業メニューの実施に当たってのガイドライン」に記載する対象経費を参考に記載すること。

注2 根拠となる資料を添付すること。

注3 実績報告の際は、計画時の内容を上段に（）書きで記載すること。

別添6－6（第3の2関係）

国際水準GAP普及推進交付金の事業成果及び評価報告書（令和 年度） （令和 年 月 日作成）

事業実施主体名_____

目的	目標値				事業実績		備考
	目標値	実績	達成度	評価	事業費実績 （円）	うち交付金相当 額（円）	
I GAP指導 活動の推進							
II GAP認証 の取得等支援							
事業の成果							
事業実施主体による評価							
国による評価							

留意事項

- 1 項目別の記載方法は次に掲げるとおりとする。
- （1）「目標値」の欄は、目的別に設定した目標値を記入する。

（2）「実績」の欄は、事業実施終了時点の実績値を記入する。

（3）「達成度」の欄は、目標値に対する実績の比率を記入する。

（4）「評価」の欄は、達成度に応じた次のアルファベットを記入する。
- A……達成度100%以上

B……達成度80%以上

C……達成度50%以上

D……達成度50%未満

- (5) 「事業費実績」の欄は、当該年度に実施した項目に要した経費を、事業内容ごとに記入する。
- (6) 「交付金相当額」の欄には、目的ごとに交付金の実績額を記入する。
- (7) 「事業の成果」の欄は、当該年度に実施した内容及びその結果得られた成果を記入する。
- (8) 「都道府県による評価」の欄は、(1) から (7) までの内容を踏まえ、都道府県としての本交付金事業における評価を所見とともに記入する。
また、目標値の達成度が極端に低い（概ね 5 割程度以下）の場合には、その理由を明確に記入する。
- (9) 「国による評価」の欄は、地方農政局が評価の概要を記入するものとし、都道府県は記入しない。

2 本様式内にすべての内容の記入が困難な場合には、別に資料を作成し添付して差し支えない。また、必要に応じ説明に必要な説明資料を添付する。

〇〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

国際水準GAP普及推進交付金事業改善計画について（令和〇年度）

令和〇年度について、事業実施計画の目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので、報告します。

記

1 取組の経過

2 事業の実績

成果目標の 種別	(年)		(年)	
	当初目標 (年)	実績値	当初目標 (年)	実績値

（2年目以降の計画が未達の場合には、経過が分かるよう各事業実施年度の達成状況を記載すること。）

3 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

4 改善計画

（改善計画は1か年の計画とし、目標達成及び問題点の解決のために必要な方策を具体的に記述すること。）

5 改善計画を実施するための推進体制

別添 6－8 事業実施主体に交付する交付金の額の算定の方法について

1 事業実施主体に交付する交付金の額は、次により求める額とする。

$$\text{交付額} = \text{①} + ((A - \Sigma \text{①}) \times \text{②})$$

(1) 認証の取得等支援に係る配分

認証の取得等支援に係る配分は、GAP認証の取得等経営体数の指標値に応じて、審査費用及び審査員旅費を算定し配分するものとし、その計算式は次のとおりとする。

$$\text{①} = \text{ア} + \text{イ} + \text{ウ}$$

GAP認証の種類別の計算式

(審査費用＋審査員旅費) × GAP認証の取得等経営体数

ア GLOBALG. A. P. の認証取得等支援に係る配分

$$\text{ア} = (417 \text{ 千円} + 31 \text{ 千円}) \times \text{BG}$$

イ ASIAGAP の認証取得等支援に係る配分

$$\text{イ} = (141 \text{ 千円} + 31 \text{ 千円}) \times \text{BA}$$

ウ JGAP の認証取得等支援に係る配分

$$\text{ウ} = (86 \text{ 千円} + 31 \text{ 千円}) \times \text{BJ}$$

(2) 指導活動に係る配分

指導活動に係る配分は、GAP指導農業者の指標値に応じて配分するものとし、その計算式は次のとおりとする。

$$\text{②} = (C + D + E) / \Sigma (C + D + E)$$

A : 当該年度の予算の総額

$\Sigma \text{①}$: ①の総和

BG : 各事業実施主体における GLOBALG. A. P. に係る認証の取得等経営体数 (延べ数)

BA : 各事業実施主体における ASIAGAP に係る認証の取得等経営体数 (延べ数)

BJ : 各事業実施主体における JGAP に係る認証の取得等経営体数 (延べ数)

C : 各事業実施主体における GAP 指導農業者数 (目標値)

D : CのうちGFPのコミュニティサイトに登録した農業者数

E : Cのうち農福連携に取り組む農業者数

$\Sigma (C + D + E)$: $(C + D + E)$ の総和

2 1による交付額が、別途事業実施主体から報告のあった配分要望額 (以下「配分要望額」という。) を超えた事業実施主体にあつては、配分要望額をもって交付額とする。

- 3 配分要望額と1による交付額との差額（以下「調整差額」という。）については、配分要望額をもって交付額とした事業実施主体を除いた各事業実施主体の交付額に、次により求める交付加算額を加算することにより調整する。

$$\text{交付加算額} = \text{調整差額} \times \text{②}^{\ast}$$

※ ②については、1（2）の規定により算出するものとし、配分要望額をもって交付額とした事業実施主体のC、D及びEは、 Σ （C＋D＋E）から除外する。

- 4 3による加算後の交付額（以下「加算後交付額」という。）が、配分要望額を超えた事業実施主体にあっては、配分要望額をもって交付額とし、加算後交付額と配分要望額との差額については、3により調整する。この場合、同項中「1による交付額」とあるのは「加算後交付額」と読み替えるものとする。本項の規定は、本交付金の交付を受ける全ての事業実施主体の交付額の総和がAと合致するまで繰り返し適用する。

別添７－１ 本交付金の目的、目標値、事業メニュー及びその内容、目標値設定に当たっての根拠及び留意事項並びに交付率

目 的	目 標 値	事業メニュー及びその内容	目標値設定に当たっての根拠及び留意事項	交付率
1 日本版畜産 GAP指導活 動の推進	畜産GAP指導 農業者数	日本版畜産GAP指導推進支援 畜産GAPの指導体制を整備し、日本版畜産GAPの認証取得を推進するため、次に掲げる事業を都道府県の区域又は市町村の区域で実施するものとする。 ア 日本版畜産GAP指導員の育成 日本版畜産GAPの推進に必要な指導員を育成するために行う研修会を開催する。 イ 生産現場における研修会の開催 日本版畜産GAPの認証取得の拡大を図るために行う、GAP認証に関する専門家、GAPに取り組んだ実績を有する生産者等を講師とした生産現場での研修会を開催する。 ウ 日本版畜産GAPの普及推進 日本版畜産GAPの認証を普及するために行う、畜産GAPの取組に関する普及、畜産GAPに取り組もうとする生産者への指導や、ICTを活用して畜産GAP認証の取得に必要な作業工程管理を入力し、又は技術者等からのガイダンスを送受信するシステム（以下「ICT	<根拠となるデータ等> 当該事業実施主体が定める畜産GAPの指導体制に位置付けられる者（以下「畜産GAP指導員等」という。）のリスト及び地区別の指導見込農業者数を記載したリストを提出するものとする。 <目標値設定に当たっての留意事項> ア 畜産GAP指導農業者とは、畜産GAP指導員等から、現地指導を含む複数回の畜産GAPの実施に関する指導を受け、畜産GAPの取組を始めた（あるいは取組を改善した）者をいう。なお、達成数のカウントにあたり、当該畜産GAP指導を受けた農業者の畜産GAP認証取得の有無は問わない。 イ アの指導に当たっては、畜産GAP指導員等は指導の記録を残すものとし、事業実施主体の求めに応じ、当該記録を開示できるようにしておくこと。	事業費の定額 （ただし、エにあっては、別添７－２に定める上限の範囲内）とする

		システム」という。)の導入を支援する。 エ 日本版畜産GAP認証の取得に係る研修 日本版畜産GAPの認証取得を拡大するために行う、生産者等が日本版畜産GAPの認証取得を目指し、コンサルタントの指導を受ける取組を支援する。		
2 日本版畜産GAP等認証の取得拡大	畜産GAP認証の取得等経営体数	日本版畜産GAP等認証の取得の推進のための支援 日本版畜産GAP等の認証の取得を推進するため、都道府県が特定するGAP認証取得重点地域内において、都道府県が将来団体によるGAP認証を目指す上でパイロット的役割を担うと位置づけられる生産者等の支援対象者が認証等の取得に要する経費を支援する。	<根拠となるデータ等> 事業実施年度中に、本事業を活用し、都道府県が重点的に日本版畜産GAP等を取得すべき地域を特定した上で、同地域内において、都道府県が将来団体によるGAP認証を目指す上でパイロット的役割を担うと位置づけられ、新規にGAP認証を取得することが見込まれる農業経営体(GAP認証を維持・更新する農業の専門学科を有する教育機関を含む。)について、事業実施主体がリストにまとめ、提出するものとする。 <目標値設定に当たっての留意事項> ア 取得等経営体数には、事業実施年度中にGAP認証の審査を受審し、又は審査の受審に係る契約を締結しており、速やかに認証を取得することが見込まれる者を含めることができるものとする。 イ 団体認証を取得することが見込まれる者にあつては、団体の名称や構成経営体数をリストにより明らかにすること。	事業費の定額 (ただし、別添 7-2に定める 上限の範囲 内)とする

別添 7-2

GAP 拡大推進加速化事業（畜産 GAP 拡大推進加速化交付金）の実施に当たってのガイドライン

事業実施主体は、本事業を実施する場合には、以下のガイドラインによるものとする。

1 総則

（１）本事業の補助対象経費は、本要綱別表 2 の 3 の（２）補助対象経費の範囲のうち、本事業に直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分でき、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

（２）申請できない経費

事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は申請できないものとする。

ア 建物等施設の建設、不動産取得に関する経費

イ 事業支援者等に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、ボーナスその他の各種手当。）

ウ 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

エ 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費

オ その他当該事業の実施に直接関連のない経費

カ 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

キ 支払いが翌年度となる経費（賃金など前月分の実績を元に、支払いが翌月に発生する経費を除く。）

（３）国の他の補助事業により支援を受け、又は受ける予定となっている取組については、本事業の補助の対象外とする。

2 日本版畜産 GAP 指導員の育成

（１）支援対象者の要件

別添 7-1 の事業メニュー及びその内容「日本版畜産 GAP 指導推進支援」のアの対象者は、以下のア及びイの要件を全て満たす者とする。

ア 広く地域の農業者に対し、日本版畜産 GAP の実施に関する指導を行う意欲があること。

イ 事業実施年度から少なくとも 3 年の間、指導活動の対価を、当該指導を受けた者から受領しないこと。

なお、既に日本版畜産 GAP 指導員であってこれまで現地指導を 3 件以上実施するなど事業実施主体が引き続きアの要件を満たす者としてその資格を更新する場合には、これら更新に係る研修も支援の対象とすることができるものとする。

3 日本版畜産GAPの普及推進

(1) 支援対象の取組

別添7-1の事業メニュー及びその内容「日本版畜産GAP指導推進支援」のウのうち、ICTシステムの導入については、ICTシステム導入のための初期設定料及びICTシステム利用料に限り、ICTシステム機器の購入・リース料を除く（ただし、日本版畜産GAP指導員がその指導において直接必要な場合に限り、ICTシステム機器のリース費用を含む。）。

4 日本版畜産GAP認証の取得に係る研修

(1) 支援対象者の要件

別添7-1の事業メニュー及びその内容「日本版畜産GAP指導推進支援」のエの対象者は、以下のア及びイの要件を全て満たす者とする。

ア 5の(1)のア及びイに定める要件を全て満たすこと。

イ 助成を受けるに当たり、コンサルタントとの契約書類、コンサルタントから指導を受けた書類を事業実施主体に提出すること。ただし、支援対象者の責めに帰すことができない事由により、事業の実施期間内にコンサルタントによる指導を受けることが困難な場合にあっては、コンサルタントから指導を受けた書類の提出を要さないものとする。

(2) 支援対象者への助成額の上限

事業実施主体から支援対象者に対する支援の上限額は以下のとおりとする。

ア 支援対象者が個別にコンサルタントの指導を受ける場合

認証の種類に関わらず、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	助成額の上限
1 JGAP 家畜・畜産物（農場 HACCP との差分審査）	70 千円
2 JGAP 家畜・畜産物（差分審査以外）	
3 GLOBALG. A. P.	

ただし、上限額は諸費用及び旅費を含むこととし、税抜き額とする。また、助成回数は生産者ごとに1回限りとする。

イ 複数経営体により構成される団体である支援対象者が個別にコンサルタントの指導を受ける場合

認証の種類に関わらず、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	助成額の上限
1 JGAP 家畜・畜産物 （農場 HACCP との差分審査）	70 千円 × （団体の構成員数の平方根 + 2）
2 JGAP 家畜・畜産物 （差分審査以外）	
3 GLOBALG. A. P.	

ただし、上限額は諸費用及び旅費を含むこととし、税抜き額とする。また、団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。なお、助成回数は1団体ごとに1回限りとする。

5 日本版畜産GAP等認証の取得

(1) 支援対象者の要件

別添7-1の事業メニュー及びその内容「日本版畜産GAP等認証の取得の推進のための支援」の対象者は、以下のアからウまでの全てを満たす者とする。

ア 次に掲げる者のいずれかに該当すること。

(ア) 畜産を営む者

(イ) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第3章に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）

(ウ) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）

(エ) 農業協同組合

(オ) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）

(カ) 株式会社又は持分会社であって農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの

(キ) 農業の専門学科を有する教育機関（地域への波及の観点から、認証審査の受審を公開することを要する。）

(ク) 日本版畜産GAP等の認証を普及させるための生産者研修を実施する都道府県の農業試験研究機関

(ケ) その他事業実施主体が支援の対象とすることが適当と認める者

イ 次の全てに該当すること。

(ア) 日本版畜産GAP等の我が国で取得可能なGAP認証を、更新や継続でなく新規（GAP認証を既に取得している農業者等が、他のGAP認証を追加で取得する場合を含む。農業の専門学科を有する教育機関についてはこの限りでない。）で取得すること。

(イ) 事業実施年度を含めた3年間、継続して認証を取得することを確認すること（農業の専門学科を有する教育機関についてはこの限りでない。）。

ウ (2)のアの支援対象者は、都道府県が市町村等を単位として重点的に日本版畜産GAP等を取得すべき地域（以下「GAP認証取得重点地域」という。）を特定した上で、当該GAP認証取得重点地域内において、都道府県が将来団体によるGAP認証を目指す上でパイロット的役割を担うと位置づけられる者とする。

エ 助成を受けるに当たり、日本版畜産GAP等の認証審査を受審した旨を証する書類及び審査日数を確認できる書類（以下「受審証明書等」という。）を事業実施主体に提出すること。ただし、支援対象者の責めに帰すことができない事由により、事業の実施期間内に審査を受審することが困難な場合にあっては、受審証明書等の提出に代えて、審査会社との契約の締結を証明する書類を提出することができるものとする。

(2) 支援対象者への助成額の上限

事業実施主体から支援対象者に対する支援の上限額は以下のとおりとする。ただし、農業の専門学科を有する教育機関については上限額を設定しないものとする。

ア 支援対象者が個別に認証を取得する場合

認証の種類ごとに、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	助成額の上限
1 JGAP 家畜・畜産物（農場 HACCP との差分審査）	60 千円
2 JGAP 家畜・畜産物（差分審査以外）	150 千円
3 GLOBALG. A. P.	450 千円

ただし、上限額は諸費用及び旅費を含むこととし、税抜き額とする。

- イ 複数経営体により構成される団体である支援対象者が認証を取得する場合
認証の種類ごとに、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	助成額の上限
1 JGAP 家畜・畜産物 （農場 HACCP との差分審査）	$60 \text{ 千円} \times (\text{団体の構成員数の平方根} + 2)$
2 JGAP 家畜・畜産物 （差分審査以外）	$150 \text{ 千円} \times (\text{団体の構成員数の平方根} + 2)$
3 GLOBALG. A. P.	$450 \text{ 千円} \times (\text{団体の構成員数の平方根} + 2)$

ただし、上限額は諸費用及び旅費を含むこととし、税抜き額とする。また、団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。

別添 7－3（第 2 の 1 関係）

番 号
年 月 日

北海道農政事務所長
〇〇農政局長
内閣府沖縄総合事務局長 殿

所在地
団体名
代表者氏名

令和 3 年度持続的生産強化対策事業のうち畜産 G A P 拡大推進加速化交付金実施計画の（変更）承認申請について

令和 3 年度において、持続的生産強化対策事業のうち畜産 G A P 拡大推進加速化交付金を実施したいので、持続的生産強化対策事業実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2038 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1（2）ア（第 6 の 1（2）ウ）に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請する。

（注） 関係書類として別添 7－4（事業実施計画）を添付すること。

別添 7-4 (第2の1関係)

令和3年度 畜産GAP拡大推進加速化交付金事業実施計画

1 都道府県名

2 事業の目的

3 事業の実施体制

※体制図を添付すること。GAP認証取得重点地域ごとに都道府県が将来団体認証を目指す上でパイロット的役割を担うと位置づける経営体を中心に同地域等のGAP認証取得を加速化させるための畜産GAP指導員による推進体制の考え方、配置場所等を明記すること。

4 成果目標の設定

目 的	目 標	目標値設定の考え方及び目標値
I 日本版 畜産GAP 指導活 動の推進	畜産GAP指導 農業者数	 (目標値)
II 日本版 畜産GAP 等認証 の取得拡 大	畜産GAP認証 の取得等経営体 数	 (目標値)

※目標設定の考え方は、目標値を設定した根拠となる考え方を記載すること。

※※畜産GAP認証の取得等経営体数に係る目標設定の考え方及び目標値については、都道府県がGAP認証取得重点地域ごとに将来団体による認証取得を目指す上でパイロット的役割を担うと位置づける経営体、団体による認証を取得する経営体、農業の専門学科を有する教育機関について記載すること。

5 事業の実施方針及び取組概要

(1) 日本版畜産GAP指導活動の推進

ア 日本版畜産GAP指導員の育成

(ア) 育成に向けた基本方針

(イ) 指導体制計画

※ 下表の上段（状況段）のA_(1又は2)とB_(1又は2)の組合せごとに該当する人数を、下段（組織段）の組織ごとに記載

		①	②	③	④	⑤	指導員数 ①+②+④	備考
状況	A ₁ ：既に研修を受講済み	○	○	○	-	-		※①～⑤の○の 組合せ別に組織 段に人数を記載 すること。
	A ₂ ：令和3年度内に研修を受講する見込みの者 （A ₁ を除く）	-	-	-	○	○		
	B ₁ ：既に指導実績が3件以上の者	○	-	-	-	-		
	B ₂ ：令和3年度内に指導実績が3件以上になる見 込みの者（B ₁ を除く）	-	○	-	○	-		
組織								
合計		名	名	名	名	名	名	

- 注1 同一人物が複数の研修を受講する場合であっても1名とカウントする。
注2 実績報告時は、上段に（括弧）書きで計画時の内容を記載し、下段に実績値を記載すること
注3 実績報告時にあっては所属及び氏名等を記載したリストを添付すること

③及び⑤に分類した者の畜産GAP指導員育成に向けた令和4年度以降の方針について以下に記載すること。

(ウ) 活動内容

日本版畜産GAP指導員育成の研修会の開催

研修会名	開催時期及び場所	参加者数	備考

※研修会の開催は、開催区域（都道府県又は市町村）を備考に明記する

イ 生産現場における畜産GAP指導活動の推進

(ア) 指導活動の基本方針

(イ) 活動内容

a 生産現場における研修会の開催

研修会名	開催時期及び場所	内容及び参加者数	備考

b 日本版畜産GAPの普及推進

内容	備考

c 日本版畜産GAP認証の取得に係る研修（コンサルタントの指導）

依頼するコンサルタント（名前、所属）	備考

(2) 畜産GAP認証の取得拡大

ア GAP認証の取得拡大の支援の基本方針

イ 支援内容

G A P 認証取得重点地域におけるパイロット経営体等の認証

区分	新規取得のパイ ロット経営体数	うち農業教育機関	農業教育 機関の維 持・更新
JGAP 家畜・畜産物 (農場 HACCP との 差分審査)		()	
JGAP 家畜・畜産 (差分審査以外)		()	
GLOBALG. A. P.		()	

注 1 「新規取得のパイロット経営体数のうち農業教育機関」の欄は、農業教育機関をパイロット経営体に位置づける場合は内数として記載すること。パイロット経営体に位置づけない場合は、外数として () 内に記載すること。

注 2 実績報告時にあつては認証を取得した(見込みを含む)経営体等の名称、所在重点地域名、認証の種類、乳用牛・肉用牛・豚等の区分、生乳又は鶏卵を記載した一覧表を添付すること。

団体認証

区分	団体件 数 (団体事 務局数)	取得後 構成経営体数	
		取得後 構成経営体数	うち新規取得 構成経営体数
JGAP 家畜・畜産物 (農場 HACCP との 差分審査)			
JGAP 家畜・畜産物 (差分審査以外)			
GLOBALG. A. P.			

注 1 事業実施計画時には、表の内訳が判るリスト(支援予定の団体別の団体名称、新規・追加の別、新規取得構成経営体数、(追加の場合は)現在の構成経営体数)を添付すること。

また、実績報告時にあつては認証を取得した(見込みを含む)経営体等の名称、所在市町村名、認証の種類、乳用牛・肉用牛・豚等の区分、生乳又は鶏卵を記載した一覧表を添付すること。

注 2 既に畜産 G A P 認証を取得している農業者等の団体が新たに農業者等を追加する場合においては、「取得後構成経営体数」には新たに追加する農業者等も含めた団体全体の認証取得経営体数を、「うち新規取得構成経営体数」には新たに追加する農業者等の数を記載すること。

6 事業費

区分	事業 メニュー	取組内容	金額		備考 (積算員数及びその根拠)
				うち 交付金	
Ⅰ 日本版 畜産GAP指導活動の推進	ア 日本版畜産GAP指導員の育成				
	イ生産現場における研修会の開催				
	ウ日本岩畜産GAPの普及推進				
	エ日本版畜産GAP認証の取得に係る研修				
Ⅱ 日本版畜産GAP等認証の取得拡大	日本版畜産GAP等認証の取得の推進のための支援				
合計					

注1 根拠となる資料を添付すること。

注2 実績報告の際は、計画時の内容を上段に（ ）書きで記載すること。

別添 7－5（第 3 の 2 関係）

畜産 G A P 拡大推進加速化交付金の事業成果及び評価報告書（令和 年度） （令和 年 月 日作成）
都道府県名 _____

目的	目標値				事業実績		備考
	目標値	実績	達成度	評価	事業費実績 （円）	うち交付金相当 額（円）	
I 日本版畜産 G A P 指導活動 の推進							
II 日本版畜産 G A P 等認証の 取得拡大							
事業の成果							
都道府県による評価							
国による評価							

留意事項

- 1 項目別の記載方法は次に掲げるとおりとする。
- （1）「目標値」の欄は、目的別に設定した目標値を記入する。
- （2）「実績」の欄は、事業実施終了時点の実績値を記入する。

- (3) 「達成度」の欄は、目標値に対する実績の比率を記入する。
- (4) 「評価」の欄は、達成度に応じた次のアルファベットを記入する。
- A……達成度100%以上
 - B……達成度80%以上
 - C……達成度50%以上
 - D……達成度50%未満
- (5) 「事業費実績」の欄は、当該年度に実施した項目に要した経費を、事業内容ごとに記入する。
- (6) 「交付金相当額」の欄には、目的ごとに交付金の実績額を記入する。
- (7) 「事業の成果」の欄は、当該年度に実施した内容及びその結果得られた成果を記入する。
- (8) 「都道府県による評価」の欄は、(1)から(7)までの内容を踏まえ、都道府県としての本交付金事業における評価を所見とともに記入する。
また、目標値の達成度が極端に低い(概ね5割程度以下)の場合には、その理由を明確に記入する。
- (9) 「国による評価」の欄は、地方農政局が評価の概要を記入するものとし、都道府県は記入しない。

2 本様式内にすべての内容の記入が困難な場合には、別に資料を作成し添付して差し支えない。また、必要に応じ説明に必要な説明資料を添付する。

〇〇〇農政局長 殿

〔 北海道にあっては、北海道農政事務所長
沖縄県にあっては、内閣府沖縄総合事務局長 〕

都道府県知事 氏 名

畜産GAP拡大推進加速化交付金事業改善計画について（令和〇年度）

令和〇年度について、事業実施計画の目標の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとしたので、報告します。

記

1 取組の経過

2 事業の実績

成果目標の 種別	(年)		(年)	
	当初目標 (年)	実績値	当初目標 (年)	実績値

（2年目以降の計画が未達の場合には、経過が分かるよう各事業実施年度の達成状況を記載すること。）

3 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

4 改善計画

（改善計画は1か年の計画とし、目標達成及び問題点の解決のために必要な方策を具体的に記述すること。）

5 改善計画を実施するための推進体制